

## 論点に対する回答

分野	漁業協同組合における法令遵守
	都道府県
<p>漁業者が減少する中、水産業の成長産業化のためには、漁業者がインターネット販売を駆使する等、創意工夫を発揮し、所得の向上を図ることができる環境を整備することが重要である。現在のコロナ禍において、その重要性はますます高まっている。そうした創意工夫の発揮を不公正な取引が阻害してはならない。独占禁止法を始めとした法令の遵守体制の構築は、コンプライアンスがビジネスの大前提であるとともに、その環境整備として極めて重要である。</p> <p>2021年4月には「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」という水産庁長官からの通知（資料1）が発出され、同6月には規制改革実施計画において、独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組を行うことが閣議決定され、公正取引委員会でも調査が行われ、漁業協同組合等において、全量出荷の義務付けや組合員による個人売買を禁止するなど、独占禁止法違反につながるおそれがある行為が見られたため、当該行為を行っていた者に対して、公正取引委員会から注意が行われている。また、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」が10月にパブリックコメントが行われ、11月に取りまとめられた。</p> <p>こうした動きを受けて、一部の地域においては改善が見られる一方で、例えば、海苔の取引に関して、昨年10月に、全量組合出荷を前提とする誓約書が作成・提出されるという独占禁止法上問題となるおそれのある行為が見られ、独占禁止法違反の根絶には引き続き課題があることが明らかになった。</p> <p>また、焼津漁協において、漁協職員が水揚げされたカツオを盗み出したという窃盗容疑で逮捕されるという不祥事件が明らかになり、漁業協同組合の信用を失墜させかねない事態となっている。</p> <p>これらを踏まえて、法令遵守の徹底に一層取り組む必要があり、以下の点について、ご検討・ご説明いただきたい。</p>	

## 論点1 独占禁止法の遵守について

### 【論点1-①】

規制改革推進会議としては、2021年2月の農林水産ワーキング・グループにおいて、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に該当するおそれのある漁協の行為が複数報告され、漁協の法令遵守状況に課題が見られたため、このような事態の是正を行うべく、水産庁に対して、2021年4月の通知の発出を求めたものである。所管行政庁として、同通知を受けて、どのような対応を行ったのかについて、具体的にご説明いただきたい。

例えば、同通知において、漁協以外への出荷制限等の「不公正な取引方法」の禁止に関する指導を行うことが求められており、その例示として、販売業務規程等において、「不公正な取引方法」に該当するおそれがある定めが設けられている場合は、必要な指導を行うこととされており、まず、販売業務規程等を調査し、そのような規定が発見された場合は、是正を指導すべきと考えられるが、そのような調査や指導は実施したのか。当該指導を行っている場合、そうした事態の是正は実現したのか。

また、役務の提供を伴わない手数料收受の禁止に関する指導を行うことも求められているが、漁協だけでなく、漁業者に対してヒアリングを行い、該当する行為の有無を調べ、そうした行為が発見された場合には是正を求めるとともに、発見されない場合であっても、そうした行為が発生しないように、指導すべきと考えるが、そうしたヒアリングや指導を行ったのか。当該指導を行っている場合、そうした事態の是正は実現したのか。

### 都道府県 【回答1-①】

北海道	<p>北海道では令和3年（2021年）4月14日付け水産庁長官からの同通知を受け、4月19日付けで各（総合）振興局を通じて道内各漁業協同組合に対し、独占禁止法の遵守について周知している。また、北海道がこれまで実施している常例検査において、販売業務規程等で「不公正な取引方法」に該当するおそれのある定め等は確認されていないことから、今般は文書による周知のみで、調査や指導は行っていない。なお、役務の提供を伴わない手数料收受の禁止に関しては、今後、道漁連とも連携し、監督指針に沿って適切に対応していく。</p>
青森県	<p>2021年4月の水産庁長官からの通知については、不公正な取引や役務の提供を伴わない手数料收受に関し、本県において、これまで漁業者及び関係者からの苦情や報告が無いこと、常例検査においても同様の事案に係る指摘等はないこと、また、ガイドラインを作成する予定となっていることなどから特段の対応は行っていない。なお、同年11月に通知のあった「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインについて」を受けて、県内関係各漁協へ通知し、各事業の適正な取引を行うよう指導を行ったところである。</p>
岩手県	<p>当該通知を受け、各漁協あてに文書により、適正取引の推進について通知し、周知を図っている。</p> <p>また、水産業協同組合法に基づく常例検査において、販売業務規程が不公正な取引方法に該当しないことや、根拠のない手数料收受がないことなど、適正な業務運営が行われることを確認している。</p> <p>役務の提供を伴わない手数料收受の禁止については、漁協や漁業者から取引の方法等に限らず、相談を受けた際は、関係機関と連携し、必要な指導を行うこととしている。</p> <p>当該事象が発見されない場合における指導については、水産庁及び公正取引委員会から示された適正取引ガイドラインの理解を促し、適正取引につなげていくことが重要と考える。</p>
宮城県	<p>県内の各漁協及び県の地方機関に対し同通知を周知するとともに、適切な事務処理について指導するよう通知している。また、本県においては、常例検査を通じて適切な組合運営が行われているかを確認しており、現時点においては独禁法違反に該当するような事案は検出されていないが、常例検査の他、日常業務を通じた漁業者・漁協とのやりとりの中で不適切な取扱いが検出された際は、当該事項については是正するよう指導を行うこととしている。</p>

秋田県	<p>・本通知を踏まえ販売業務規程を調査したところ、不公正な取引方法に該当するおそれがある定めが確認されたため、是正に向けて指導を行っているところです。</p> <p>・また、役務の提供を伴わない手数料收受については、これまでの漁協へのヒアリングでは該当する行為はありませんでしたが、今後、該当する行為が疑われる場合、漁業者に対するヒアリングを行い、是正等の指導を行ってまいります。</p>
山形県	<p>2021年4月の通知（「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」）を受けて、同通知を漁協へ周知するとともに、漁協の規程等を確認した。漁協の販売規程に「組合員の販売品は全て組合の地方卸売市場に出荷するものとする」との定めがあったが、現時点では指導は未実施である。</p> <p>2021年11月にガイドラインが策定され、今後説明会が開催予定であるため、水産庁からの今後の説明等を踏まえて、指導を行う。</p>
福島県	<p>県の常例検査時等に業務規程他漁協の運営、販売状況、法令遵守について確認指導しており、これまでの検査指導時に該当するような案件はこれまで確認されていない。</p> <p>今後も漁協の検査指導時に水産物が適正に販売されていることを確認していく。</p>
茨城県	<p>2021年4月14日付け水産庁長官通知「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」を受けまして、販売事業を実施する沿海地区10漁協に対し同通知を添付のうえ、不公正な取引を行わないこと、役務提供をすることなく手数料徴収を行わないことなど独占禁止法を遵守する旨の通知を行いました。</p> <p>「漁協等向けの総合的な監督指針」に基づき実施している定期的なヒアリングにおいて「不公正な取引方法」についても調査しております。</p> <p>これまでのところ、これに該当するおそれのある事例は確認されておきませんが、引き続き漁協に対する法令遵守指導による不公正な取引方法の未然防止を図るとともに、漁業者も含めたヒアリングによる実態把握にも努め、不適切な事例が確認された場合には、是正措置を講じるよう指導いたします。</p>
栃木県	<p>本県では販売事業を行っている漁協は存在しませんが、本通知を通じて各漁協に独占禁止法遵守の注意喚起を行いました。</p>
群馬県	<p>本県では販売事業を実施している漁協がほとんど無いことから、具体的な通知指導は実施していない。</p> <p>今後、漁協が販売事業を行う場合には上記通知に則り、適正に運営されるように指導したい。</p>
埼玉県	<p>本県で本論点の対象となる漁業協同組合は、観賞魚の競り市場を運営している埼玉県養殖漁業協同組合（以下、養殖漁協）である。養殖漁協の業務規程等の確認を行った結果、養殖漁協以外への出荷制限等の「不公正な取引方法」を定めた文書は確認されず、役務を伴わない手数料收受を定める規定も認められなかった。また、令和4年1月20日に改めてヒアリングを行ったが、該当する行為は認められなかった。本県としては、今後も適切な組合運営が図られるよう指導を続けていきたい。</p>
千葉県	<p>各漁協に対して文書により通知し、適切な事業運営の実施について対応を求めている。併せて、県漁連に対しても、文書により当該通知を踏まえた会員漁協への指導助言について協力を求めている。</p> <p>常例検査において漁協の販売業務規程を徴求し、不公正な取引方法に該当するおそれがないことを確認している。</p>
東京都	<p>順次、販売業務規程等の調査及び役職員への聞き取り調査及び指導を実施していく予定である。</p> <p>当該案件については、その重要性から、現場における対面での調査・指導が必須と考えており、新型コロナウイルス蔓延防止のため現地への出張制限が継続される状況においては、進んでいない。</p>
神奈川県	<p>これまで販売業務規程等に係る漁協への調査は行っていない。今後、漁協へ調査を行う。</p>

新潟県	<p>従前より常例検査において販売業務規程等のチェックを行っており、2021年4月の通知以降の常例検査においても、「不公正の取引方法」等、問題がある規定は確認されておりません。引き続き、監督指針及び水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインに基づき「不公正な取引方法」が生じることがないように確認し、指導してまいります。</p> <p>また、役務を伴わない手数料の徴収に関しては、これまで漁協、漁業者に対する特別な調査を行っておりませんが、今後、聞き取り調査等を行い、実態把握に努め、必要に応じて是正してまいります。</p>
富山県	<p>漁協への常例調査において、従来より「不公正な取引方法」に該当するものがないか確認してきたが、同通知をうけ、今年度は特に販売業務規程等を重点的に検査したところである。なお、漁業者へのヒアリングは実施していない。</p>
石川県	<p>水産庁長官通知（令和3年4月14日付け3水漁第69号）を受け、石川県漁業協同組合長に独占禁止法の遵守に向けた適切な対応を求める文書（令和3年4月20日付け水第376号）を発出した。</p> <p>本県では、平成18年に沿海27漁協が合併し、石川県漁業協同組合（旧県漁連が本所、旧単協が支所・出張所）を設立して現在に至るが、合併以前から漁業者自らが出荷市場（系統外を含む）を自由に選定しており、直接販売等を含めて制限を設けておらず、漁業者からも制限を受けた旨の指摘は出されていない。</p> <p>系統外販売にあたっては、一定の手数料を収受している支所・出張所があるものの、これまでの常例検査等において、役務の提供を伴わないケースは認められていない。</p> <p>県漁協もこのことを認識していることから、特段の指導は行っていない。</p>
福井県	<p>常例検査を通じて各漁協の規程等の整備状況および内容については順次確認を行っているところである。また、当該行為は独占禁止法に抵触する恐れがあるとし、「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」という通知の内容および「適正取引推進ガイドライン」について周知を行っているところである。</p> <p>当該行為の有無を趣旨とした漁業者へのヒアリングは実施していないが、本県では漁業の六次産業化に向けた漁業者への支援を行っており、この過程について当該行為は取り沙汰されていない。当該行為が見受けられる場合は独占禁止法に抵触の恐れありとし、指導を行うべきと考えられる。</p>
山梨県	<p>県下漁協では、組合員からの漁獲物を販売する販売事業は行っていないため、該当がない。</p>
長野県	<p>県内34漁協のうち、販売事業を行っているのは内水面漁協が6漁協、業種別漁協（陸上養殖業者が加入する養殖漁協）が3漁協の計9漁協である。その他の大部分の漁協は、河川湖沼において水産動物の採捕を行うのみである（なお、前述の内水面漁協6漁協も多くは販売事業の規模が極めて小さく、漁協が行う主な事業とまでは言えない実態にある）。また、多くの漁協は常勤職員が0～1名程度であり、役員は非常勤である。</p> <p>法令遵守は事業規模にかかわらず、基本的な事項であると認識しているが、前述の職員体制を踏まえると、書類の通知だけでは不十分と考える。</p> <p>このことから、県内漁協の組合長が集まる会議等の場で説明を加えながら、周知、徹底をする必要があると考えているが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況から実施できていない現状にある。</p> <p>今後、関係団体とも連携しながら、機会を捉えて対応したいと考える。</p>

岐阜県	<p>県内全漁協を対象にした年1回の常例検査において、販売事業に関する規程、販売実績、手数料収入及び証拠書類を確認するとともに、販売事業担当者から事業実施に関するヒアリングを行い、「不公正な取引方法」に該当するおそれがある定めや役務の提供を伴わない手数料の徴収がないことを確認している。</p> <p>併せて、漁協に対して、法令、規程及びガイドラインに基づく適切な事業実施を指導している。</p>
静岡県	<p>本県では、「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」（令和3年4月14日付け水産庁長官通知3水漁第69号）について、令和3年4月21日付けで、静岡県漁業協同組合連合会及び静岡県内水面漁業協同組合連合会を通じて、県内で販売事業を実施している漁協に対して周知を行なった。</p> <p>なお、販売業務規程等における、「不公正な取引方法」に該当するおそれがある定めの有無の調査並びに役務の提供を行わない手数料收受の禁止に関する漁業者等へのヒアリング及びそうした行為が発生しないように行なう指導については、本県では未実施である。</p>
愛知県	<p>令和3年4月14日付け3水漁第69号の水産庁長官通知を受け、各農林水産事務所（地方事務所）を通じて、所管する漁協へ周知したが、現時点では、販売業務規程等の調査や、役務の提供を伴わない手数料收受の禁止に関するヒアリングについては実施していない。今後は、本年2月に水産庁主催で開催される「漁業者と漁協との取引における水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等の説明会」の内容を踏まえ、適切に指導していきたい。</p>
三重県	<p>水産庁からの通知を受け、写しを県内関係機関へ配布するとともに、令和4年1月に県漁連と連携して、県内沿海漁協の参事等職員を対象とした「水産物流通の適正化に関する研修会」を開催し、漁協の認識向上を図った。販売業務規程等の調査については、漁業種類や産地市場の有無など、漁協ごとに置かれている状況が異なることから、今後、個別に販売規程や役務を伴わない手数料收受に関するヒアリング調査を行い、透明で公正な取引が保たれるよう指導していく。</p>
滋賀県	<p>組合に対する常例検査を実施し、不公正な取引や役務の提供を伴わない手数料收受が行われていないかどうかについても併せて確認を行っているところ。今のところそのような事例は確認されていない。</p>
京都府	<p>本通知を受け、令和3年4月28日に所管漁協あて独占禁止法の遵守について通知を行った。また、令和3年3月に実施した水産業協同組合法に基づく常例検査において販売業務規程等を確認した結果、「不公正な取引方法」に該当するおそれのある内容を含む規程は見受けられなかった。また、「役務の提供を伴わない手数料收受の禁止」についても、上記検査において販売業務規程及び購買業務規程等を確認した結果、これに該当するおそれのある内容を含む規程は見受けられなかった。このような状況から漁業者に対するヒアリングは現在までに実施していない。今後とも、本検査を行うとともに、日頃から漁業指導等を通して漁業者から情報収集を行い、これらに該当しそうな疑わしい事例が確認された場合は漁業者へのヒアリング等による調査を速やかに実施することとする。</p>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知を受けた対応としては、11月のガイドラインも含めて、その都度府内漁協等へ周知しています。</li> <li>・またこの通知を受けて、今年度は常例検査の際に、個人売り（系統外出荷）の制限や手数料等についてヒアリング等を行いました。現時点で、不公正な取引きといえるような事案は見られませんでした。</li> </ul>
兵庫県	<p>2021年5月17日に、漁協以外への出荷制限等の「不公正な取引方法」の禁止及び役務の提供を伴わない手数料收受の禁止についての指導文書を漁協に通知した。</p> <p>取引の現状を把握するため、販売業務規程等の調査を現在行っており、個別漁協への指導については、水産庁開催予定のガイドライン説明会の内容を踏まえて行う予定である。</p>

奈良県	組合員が漁獲物を漁協へ出荷していないため、該当ありません。
和歌山県	県漁連、各漁協に「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」や水産庁に開設された相談窓口を周知しました。県では出先機関に水産専門職員を配置し、漁協や漁業者からの相談に電話や個別訪問などで日常的に対応しており、また水産業協同組合法担当班も定期的に漁協を訪問し運営状況のヒアリング等を行っています。そのような中、これまで漁協による独占禁止法に違反する行為、違反するおそれのある行為の相談は受けていませんが、引き続き、不公正な取引方法を用いないように注意喚起を行います。
鳥取県	県内漁協に法令遵守について通知するとともに、漁協の検査を担当する部局にも情報提供を行った。検査部局が実施している検査において、該当となった事案は確認されていないが、検査を通じてそのような事実を確認した場合には、是正のための指導を行う。 なお、漁業者を対象としたヒアリングは行っていない。
島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年4月の水産庁長官通知「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」については、県内漁協に対し文書により周知し、適切な対応をとるよう指導。</li> <li>・水協法第123条に基づく漁協への検査を通じて、販売業務規程等をチェックし、「不公正な取引方法」に該当するおそれがある定めが設けられていないことを確認している。</li> <li>・また、令和2年に漁業者へのヒアリングを実施しているが、不公正な取引に該当するおそれのある行為は確認されていない。</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産庁から送付された独占禁止法に係る指導文書には運用に当たって不明な点があったため、詳細を水産庁に照会し、その後水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインを含めて漁協、漁連に対して送付し、周知している。また、水産庁による同ガイドラインに関する説明会が3月3日に予定されていることから、その内容を踏まえて、当県においても漁協役職員を対象とした研修会において適正運用に係る説明を行う予定である。</li> <li>・販売規程等の確認は常例検査で実施しているが、内容が「不公正な取引方法」に該当するか否かの判断は行っておらず、今後ガイドラインの適正運用の指導と併せて実施する。</li> <li>・系統外出荷を行った場合に金銭を徴収することについて、県漁連が昨年度行った調査の結果を聞き取っているが、その結果が役務の提供を伴わない手数料の収受など独占禁止法上問題のある行為に該当するか否かの判断は、明確な基準がなかったことなどからできなかった。また、手数料収受に係る漁業者個人へのヒアリングについては、今後実施を検討する。</li> <li>・なお、系統外出荷を行う組合員からの手数料の徴収に関して漁協から問合せがあった場合には個別に状況を聴取するとともに、役務の提供を伴わない手数料の収受は独占禁止法上問題がある旨を指導している。</li> </ul>
広島県	本県においては、漁業協同組合の販売事業の実施自体が極めて低調であり、販売業務規程等を制定している事例が存在せず、役務の提供を伴わない手数料の収受を行っている事例も確認されていないため、特段の対応は行わず常例検査で対応したい。

山口県	<p>2021年4月の水産庁通知を受け、販売事業を実施している山口県漁協に対して、「漁協以外への出荷制限等の「不公正な取引方法」の禁止」や「役務の提供を伴わない手数料收受の禁止」など、独占禁止法の遵守について指導を実施した。</p> <p>「不公正な取引方法」として例示のあった販売業務規程等について調査したところ、「不公正な取引方法」に該当するおそれのある定めは設けられていないことを確認している。</p> <p>また、「役務の提供を伴わない手数料收受」については、水揚伝票に各種手数料が記載されており、市場を運営する漁協が伝票を所持しているため、漁協へのヒアリングで確認できると考えていることから、当面、漁業者に対するヒアリングは予定していない。</p> <p>今後は、引き続き常例検査等を通じて検査を行い、是正や未然防止の指導を行ってまいりたい。</p>
徳島県	<p>漁協の販売業務規程の内容や役務の提供を伴わない手数料收受の有無などについて、関係する漁協への訪問や電話による調査を実施するとともに、常例検査において確認しているところである。</p>
香川県	<p>2021年4月水産庁通知を受け、同年5月「漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口の設置について」を各県内漁協に対して通知し、2021年11月水産庁通知「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を受け、同年12月に同様に通知しています。また、令和4年3月に水産庁開催予定の水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等のWeb説明会に参加し、独占禁止法の遵守への理解、意識を深めていきます。</p> <p>今後とも、漁協等との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図りながら、積極的な情報収集に努めるとともに、検査部局等と適切に連携し、実効性の高い漁協等の監督を実現していきます。</p>
愛媛県	<p>県内各漁協に対し、国通知内容を文書で周知した。</p>
高知県	<p>当該通知については連合会から各漁協に周知している。あわせて、従来から水協法第123条第4項の規定に基づく常例検査等において、販売業務規程等、諸規程を確認するとともに、手数料の内容について漁協に対してヒアリングを行っている。</p>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産庁からの通知を受け、県内漁協に対し、①漁協以外への出荷制限等の「不公正な取引方法」の禁止、②役務の提供を伴わない手数料收受の禁止について、水産局長名で通知文書を発出。併せて、漁連に対しても上記①②について漁協への指導を行うよう依頼文書を発出した。</li> <li>・漁協への常例検査の際に販売業務規程等の確認を行っている。</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1の通知を受けて、県内の漁協に対して独占禁止法を遵守するよう通知をした。</li> <li>・毎年度、全漁協に対して実施している常例検査において、販売に係る業務規程などについて調査し、不公正な取引方法に該当する規定はないことを確認している</li> <li>・常例検査での漁協ヒアリングや販売に係る業務規程などの調査において、これまで、不公正な取引は確認されなかったことから、漁業者に対してのヒアリングまでは実施していない。</li> </ul>

長崎県	<p>●通知を受けた後の具体的対応 →管内漁協・系統機関に対して周知を行った。</p> <p>●「不公平な取引方法の調査・指導」及び是正の実現 →これまでの常例検査においても、組合員の意志に反して不公平な取引を強いられているような実態があれば是正を指導する、というスタンスで検査に当たってきたところ。本年度は特に「役務の提供を伴わない手数料收受」に着目して状況確認を行うこととしている。</p> <p>●「役務の提供を伴わない手数料收受に関する調査・指導」及び是正の実現 →常例検査において漁協の手数料收受にかかる調査を実施中だが、現時点では漁業者に対する直接のヒアリングまでは行っていない。 ガイドラインに関する県・県漁連への説明会(九州ブロック)が3月7日に開催される予定であるところ、漁協への適切かつ正確な指導等のため説明会后に具体的対応を行いたいと考えている。漁協と組合員の合意のもとに慣行としてなされている取引等があった場合は、過去からの経過もあり、対応について漁協や漁連と協議等を重ね丁寧に進める必要があると考える。</p>
熊本県	<p>(1) 令和3年4月14日付け水産庁長官通知を4月26日に受付し、国の監督指針に関し適正取引の推進に係る留意事項及び相談窓口の新設について周知を図るために、5月14日付け団支第104号で沿海、内水面及び業種別組合に対して通知を行いました。</p> <p>(2) 販売業務規程等については、今年度開催される「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」に関する水産庁の説明会を踏まえて、調査の内容・方法・時期等を検討するなど調査実施に向けた事務手続きを開始していくこととしています。</p> <p>(3) 役務の提供を伴わない手数料收受については、常例検査及びオフサイト・モニタリングの場を通じて確認していく予定にしています。また、決算又は業務報告書提出時等の機会を通じて注意喚起を図っていきます。</p>
大分県	<p>大分県漁協に対して、令和3年5月10日付けで文書により法令遵守を喚起した。また、常例検査時に販売業務規程等を確認したが、不公正な取引方法に該当するおそれがある規定は設けられていなかった。また、漁業者からの通報もないため、漁業者に対してヒアリングは実施していない。</p>
宮崎県	<p>同通知は県のほか県漁連にも送付されており、県漁連から傘下漁協に通知するなど、県と漁連が連携・役割分担して対応した。</p> <p>また、県は、漁協に対する常例検査で販売規程等を確認し不公正な取引がないことを確認している。</p> <p>役務の提供を伴わない手数料收受については、県漁連が傘下漁協に通知した同通知文により指導している。</p>
鹿児島県	<p>・本県においては、水産庁からの通知文は、県内漁協に対し随時送付している。</p> <p>・漁協の販売業務規程等並びに役務の提供を伴わない手数料收受の禁止については、そのための調査・ヒアリングは行っていないが、常例検査において、そのような事例が見られた場合には指摘を行い改善指導を行うこととしている。現時点では、該当事例は無い。</p>



沖縄県	<p>本県としては、水産庁からの2021年4月14日付け3水漁第69号の通知を受けて、県内全漁協へ同通知を送付して周知を図った。</p> <p>監督指針を踏まえて、2020年10月に県内全漁協の役職員を対象とした勉強会を開催し、独占禁止法に定める公正な取引方法を含めた内容で指導を行った。</p> <p>また、水産庁通知を受けて、今年度は個別漁協からの依頼により同様な勉強会を2カ所で開催した。</p> <p>本県では、各漁協へ巡回した結果1漁協で役務の提供を伴わない手数料収受の事例があり、これを改めるよう指導を行い是正された。</p>
-----	---

## 論点1 独占禁止法の遵守について

### 【論点1-②】

2021年12月～2022年1月にかけて、規制改革推進会議事務局が行った漁業者に対するヒアリングにおいて、昨年10月に作成された独占禁止法上問題となるおそれがある海苔の取引に関する誓約書（資料2）が発見された。

漁協の販売業務規程以外にも、漁協以外への出荷制限を求める文書が存在する可能性があるため、漁協以外への出荷制限を定めた誓約書やその他の文書の有無を漁協や漁業者へのヒアリングなどを行い、調査するとともに、指導を行い、是正を行うべきと考えるが、貴行政庁の見解如何。

特に、海苔については、情報提供者からの了解が得られていないため、具体的な内容の言及は差し控えるが、別の都道府県において、当該誓約書とは異なる形態の文書において、漁協以外への出荷制限を求める定めが発見されている。これらの文書については、それぞれ都道府県漁連が主導しているという情報提供を受けており、海苔が生産されている都道府県においては、必ず調査・指導・是正すべきと考えるが、貴行政庁の見解如何。

都道府県	【回答1-②】
北海道	北海道では販売業務規程以外での漁協以外への出荷制限を定めた誓約書やその他の文書の有無について、漁協や漁業者へのヒアリング等は行っていないが、これらの事柄について、今後、道漁連とも連携し実態把握に努め、監督指針に沿って適切に対応していく。なお、道内においては海苔の生産はほとんどありません。
青森県	2021年11月のガイドラインを受けて、各漁協に対し、各事業の適正な取引を行うよう指導したところであり、今後、常例検査担当部局とも連携し、調査・指導・是正していくこととしている。 なお、海苔については本県では該当しない。
岩手県	本県においては、海苔の生産は行われていない。 漁協の販売業務規程以外に、漁協以外への出荷制限を求める文書が存在することが明らかになった場合は、公正取引委員会に相談等の上、必要な措置を講ずることになると考える。 また、各漁協や漁協を指導する立場にある県漁連に対しても、ガイドラインの理解を促し、適正取引の推進について、働きかけることが重要であると考えている。
宮城県	該当事実を認知した場合には、是正に向け厳正に指導を行うべきと認識している。今後も常例検査等の機会を通じて適切な実態把握を行ってまいりたい。
秋田県	今後、文書の有無についてヒアリングを実施し、是正が必要と判断された場合は指導を行ってまいります。
山形県	現時点ではこの件についての調査・指導は行っていない。 漁協の検査の際には「漁協等向けの総合的な監督指針」の着眼点に留意して検査を行い、必要に応じて指導等を行う。
福島県	当県の実績の出荷については、漁協のほか漁協以外への出荷も行う事を漁協が認めており、問題としないと考えている。
茨城県	論点1-②の考えのとおり、本県といたしましては、漁協や漁業者に対するヒアリングを実施し、不適切な事例が確認された場合には、是正措置を講じるよう指導いたします。 なお、本県では海苔の生産は行われておりません。
栃木県	本県では販売事業を行っている漁協は存在しませんが、前記通知を通して各漁協に対して注意喚起を行いました。

群馬県	本県では海苔の生産が無く、漁協による組合員への不公正な要請をしている事例も無いと考えますが、今後も漁協の事業が適正に行われるように指導・監督を進めていきたい。
埼玉県	養殖漁協組合員は、生産物を組合が運営する競り場以外にも自由に販売を行っており、本論点記載のような文書や事例も認められない。そのため、本県としては今後も適切な組合運営が図られるよう指導を続けていきたい。
千葉県	調査の実施について検討したい。
東京都	回答1-①のとおり。 東京都においては、海苔の生産は行っていない。
神奈川県	論点の前段については、論点1-①の調査に併せて行う。海苔については、本県では各漁業者による個別の販売が行われているので、是正すべき事項はないと考える。
新潟県	販売業務規程については常例検査において問題を確認するに至ってはおりませんが、販売業務規程以外における出荷制限を求める文書の存在や実態の有無を確認するため、今後、漁協、漁業者に対する聞き取り調査を行ってまいります。 ※ 本県では海苔養殖は行われておりません。
富山県	従来より、常例検査等において、漁協以外への出荷制限を定めた誓約書等の文書の有無を確認しており、今後とも、調査、指導に努めてまいります。 なお、本県では海苔の養殖を行っている漁業者はいない。
石川県	漁業者の漁獲物は、従前から系統外出荷が容認されており、漁業者から不当な取り扱いを受けたとの指摘は出されておらず、常例検査等においてもこうした文書は確認されていない。 ただし、今後の常例検査等において、こうした文書等が確認された場合は、漁業者等へのヒアリングも含めた調査を行ったうえで、必要な指導を行う所存である。 なお、本県では、海苔養殖を行う漁業者はいない。
福井県	本県において、海苔養殖は営まれていないため該当がない。
山梨県	該当なし（回答1-①に同じ）
長野県	当県では海苔の生産は行われていないため、海苔に係る見解は差し控える。 論点1-①のとおり、販売事業を行う漁協は少数ながらあるが、これまでの常例検査や通常の指導業務の中で、出荷制限を求めるような規約・規程、誓約書等は確認されていない。
岐阜県	県内全漁協を対象にした年1回の常例検査において、販売事業担当者から事業実施に関するヒアリングを行うとともに、定款、規程その他の漁協の保有文書を確認し、漁協に対して、法令、規程及びガイドラインに基づく適切な事業実施を指導している。 なお、海苔については、当県では海苔を生産している漁協はなく、該当が無い。
静岡県	貴見のとおり。
愛知県	漁協以外への出荷制限を定めた誓約書やその他の文書に関する事例の報告、苦情等が確認された場合には、調査・指導等が必要と考えているが、当県では現在のところ、そうした事例は確認されていない。今後は、「漁業者と漁協との取引における水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等の説明会」の内容を踏まえ、指導等の在り方について検討していきたい。
三重県	その通りであり、漁協の独占禁止法違反の疑いとなる行為については、漁協、漁業者へのヒアリングを含めた調査を行い、監督指針等に基づき、公正取引委員会に相談しつつ、法令等遵守態勢が構築されるような指導・是正を行っていく。特に、海苔については、本県も主要な生産県の一つであることから、県漁連も含めた早急な調査の準備を進めたい。

滋賀県	組合内部に誓約書・内規等が存在するかどうかを確認し、独禁法違反の内容があった場合は指導・是正していく必要があると考える。また、海苔について、滋賀県では生産が行われていないため該当しない。
京都府	販売業務規程以外の漁協以外への出荷制限を求める文書の有無についても、水産業協同組合法に基づく常例検査等で調査を行うとともに、日頃から、漁業指導等を通して漁業者から情報収集を行い、疑わしい事例を確認した場合は漁業者へのヒアリング等による調査を速やかに実施することとする。
大阪府	・本府のノリ養殖生産者3名は、いずれも個人出荷であり、漁協を通じた販売を行っていないことから、該当する事例を承知していません。
兵庫県	販売業務規程以外の出荷制限を定めた規程等の有無についても現在調査中であり、不適切な事例があれば指導、是正を行うべきと考える。 海苔についても他の水産物と同様、調査して不適切な事例があれば、指導、是正すべきと考える。
奈良県	組合員が漁獲物を漁協へ出荷していないため、該当ありません。
和歌山県	県では出先機関に水産専門職員を配置し、漁協や漁業者からの相談に電話や個別訪問などで日常的に対応しており、また、水産業協同組合法担当班も定期的に漁協を訪問し運営状況のヒアリング等を行っていますが、そのような相談・情報はございません。引き続き、不公正な取引方法が内容、その予防に努めてまいります。 なお、和歌山県には海苔養殖業者はありません。
鳥取県	検査部局が実施している検査の範囲内では、そのような事実は認められなかった。漁協以外への出荷制限については引き続き注意しながら検査を行うとともに、事案が確認された場合には、是正のための指導を行う。 なお海苔については、鳥取県では漁協自らの事業として行っていることから、問題がないと考える。
島根県	・検査部局による水協法第123条に基づく漁協への検査や指導部局による漁業者ヒアリングを通じて実態を把握した上で、指導部局と検査部局が連携し、必要に応じ指導・是正を図っていく考え。 ・本県においては、海苔養殖の実態はない。
岡山県	・当県の漁協で生産されたノリの大半は県漁連に集荷され、競りにより仲買に販売されているが、県は、県漁連が各漁協に対して契約書等により県漁連への出荷を強制する行為を行っていないことを確認している。また、各漁協においても全国海苔貝類漁業協同組合連合会への出荷や養殖業者個人による流通が行われており、現時点では問題となる行為を把握していない。 ・今後は実態把握に努め、問題がある行為を認めた場合は是正を求める。
広島県	本県においては、漁業協同組合に組合員の生産物を全量集荷して販売する体制が整っておらず、他への出荷制限を行えるという状態にないが、疑わしい事例がでた場合はヒアリングや検査等による事実確認の後、必要に応じて指導・是正を求めている。
山口県	独占禁止法上問題となるおそれのある文書については、現在、確認できていない。 今後、山口県漁協にこうした文書の有無を確認することとし、もし確認されれば、漁協に是正を求め、指導を行ってまいりたい。
徳島県	ノリを含む漁獲物について、漁協以外への出荷制限を定めた文書の有無については、管下漁協を対象に改めて調査を行い、是正が必要な事例が認められた場合は、指導する。 なお、本県においては、「県漁連」がノリの出荷を強制している事実はないことを確認している。

香川県	<p>上記案件を受け、令和4年1月にノリ関係者にヒアリングしたところ、本県では、出荷制限を求めるなど、独占禁止法上問題となる取引は現在確認しておりません。</p> <p>本県では、ノリ養殖漁業者自らの判断により出荷先を決める体制が整っております。</p> <p>今後も独占禁止法の違反行為が行われないよう、国の相談窓口等を活用しながら、監視、指導していきます。</p>
愛媛県	<p>実態調査及び調査結果に基づく指導等は正に向けた取組みは貴見のとおり必要であると考えている。なお、独占禁止法の運用に関する事案であり、一義的には同法を所管する公正取引委員会が取組むべき（都道府県の取組は2次的なもの）と思料。なお、都道府県による調査・指導等を実施するに当たっては、調査内容・方法等について自治法に基づく技術的助言として示していただきたい。</p>
高知県	<p>貴見のとおり必要と考える。</p>
福岡県	<p>・本県においては、公設市場への出荷や海苔の共同販売に加え、直売所やWebを活用した直接販売など多様な販路を確保するよう漁協及び漁業者への指導を行っている。</p> <p>・独占禁止法等に抵触する事案があれば、当然ながら是正をすべきと考えている。</p>
佐賀県	<p>・漁協検査・指導の中で漁協以外への出荷制限を定めた誓約書の有無を確認しており、今後とも、毎年度実施している常例検査等において誓約書の有無を確認していく。</p> <p>・海苔については、養殖・販売等に関する誓約書があるが、昨年3月、公正取引委員会の調査があっており、不適切との判断が示されれば、県としても指導を行う。</p>
長崎県	<p>●漁協以外への出荷制限を求めた誓約書等の有無等の確認・指導実施にかかる県の見解 →本件は単県に限った問題ではなく、全国的に統一した対応が必要であると考えているところ、対応について水産庁に相談したい。</p> <p>●海苔について調査・指導・是正にかかる県の見解 →県漁連主導との情報があるとのことであり、対応については漁連を監督する水産庁と協議したい。</p>
熊本県	<p>ノリの養殖は、区切りのない海面を各組合員が隣接して利用するため、病害の防除、種付け期日、品質管理など、漁場の有効で効率的な活用、品質及び価格向上に対して、組合員同士が話し合い、連携しながら相互の経営安定に努力してきた歴史があります。特に安全で安心な品質の高いノリの安定した生産や販売に向けて留意すべき事項を明記した資料が作成されていることは把握しています。</p> <p>誓約書に対する指導等については、水産庁や公正取引委員会の御意見や御指導を踏まえながら、適切に対応して参ります。</p>
大分県	<p>本県では、疑わしい事例、通報及び情報提供があった場合、調査を行う。独占禁止法違反の検知を主眼においた検査は行っていないが、常例検査の中で独占禁止法違反の疑いのある事例があれば検証することとしている。</p> <p>海苔について、本県では生産者が少なく、個人出荷が多い状況にあり漁協が出荷制限を漁業者に求めていることを確認している。</p>
宮崎県	<p>県は、漁協以外への出荷制限について、漁協への常例検査において販売業務規程等を調査しており、その結果、独禁法に抵触する事案は確認されていない。</p> <p>なお、県においては、海苔生産の実態はない。</p>
鹿児島県	<p>・漁協以外への出荷制限を定めた誓約書やその他の文書の有無については、そのための調査は行っていないが、常例検査等で、そうした事例が見られた場合には指摘し改善指導を行うこととしている。</p> <p>・本県でも、海苔の生産が行われていることから、漁協における独占禁止法上問題となるおそれがある取引を把握した場合には、調査・指導・是正を行ってまいりたい。</p>

沖縄県

本県では海苔は生産されておらず、漁協にヒアリングを行った範囲では、海苔のような誓約書の事例も確認されていない。

## 論点1 独占禁止法の遵守について

### 【論点1-③】

「漁協等向けの総合的な監督指針」（以下、「監督指針」という）において、販売事業に関する主な着眼点として、独占禁止法違反の排除に関して、「①例えば、組合員に対して漁協以外に出荷することを制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限することなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。②公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月18日公正取引委員会）について、組合の関係者への周知・徹底が図られているか。③組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談するなど、違反が生じないように適切に対処しているか。」とされ、監督手法・対応として、「必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各組合の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする」とされている。2021年4月の通知がなくとも、監督指針を踏まえて、行政庁の自発的な取組として、ヒアリングを行い、改善を求めるべきと考えるが、貴行政庁の見解如何。

### 都道府県 【回答1-③】

北海道	北海道内の各漁協では、販売業務規程等により漁協以外に出荷することを制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限することなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」にあたるおそれのある定め等は、これまで実施している常例検査において確認されていない。なお、今後独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合には、道漁連と連携し、監督指針に沿って、適切に対応していく。また、公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針」については、全道漁協の役職員研修を通じて、道内組合の関係者へ周知・徹底されている。
青森県	常例検査の結果や漁業者等からの情報提供をもとに、必要に応じてヒアリングを行い改善を求めている。
岩手県	貴見のとおり、適正取引の推進は、水産業の成長産業化に向けて必要なものと考えている。漁協指導については、限られた人員で実施しており、トップヒアリングを含めた定期的なヒアリングの実施が難しいこともあることから、検査担当職員と連携し、水産業協同組合法に基づく常例検査において、販売業務規程が不公正な取引方法に該当しないことや、根拠のない手数料收受がないことなど、適正な業務運営が行われているか確認している。 また、常例検査を通じて得た事例を踏まえて、必要に応じて、漁協に対する指導を行っている。当該指導の一環として、適正取引ガイドラインの理解を促し、趣旨に沿って必要な指導に努めていく。
宮城県	これまでも、常例検査等の機会を通じ、監督指針の趣旨を踏まえた確認を行ってきたところであり、今後も引き続き適切に取り組んでまいりたい。
秋田県	これまでは、独占禁止法違反行為の排除に主眼を置いた検査、指導を実施していたとはいえ面もあるため、本通知も踏まえ、今後ヒアリング等を行うことといたします。
山形県	漁協の検査の際は「監督指針」の着眼点に留意し、必要に応じて、ヒアリング等を実施する。
福島県	県の常例検査時等に業務規程他漁協の運営、販売状況、法令遵守について確認指導しており、これまでの検査指導時に該当するような案件はこれまで確認されていない。 今後も漁協の検査指導時に水産物が適正に販売されていることを確認していく。

茨城県	<p>本県におきましては、監督指針に基づき、監督事務を実施してきたところです。</p> <p>今後は2021年4月14日付け水産庁長官通知「漁業協同組合における独占禁止法の遵守について」を踏まえ、不公正な取引方法の未然防止など独占禁止法遵守に焦点をあてた指導監督事務を実施してまいります。</p>
栃木県	<p>本県では販売事業を行っている漁協は存在しませんが、同様の事例が想定される場合にはヒアリングを行い、改善を求めるべきと考えます。</p>
群馬県	<p>本県では販売事業を実施している漁協はほとんどありませんが、該当する事例が想定されるときにはヒアリング等を行い、改善を求めることが必要と考えます。</p>
埼玉県	<p>本県において、独占禁止法に抵触する事例は認められていないところであるが、今後もこうした事例が起きないように、指導・周知の徹底等を図っていきたい。</p>
千葉県	<p>御意見のとおりと考えます。</p>
東京都	<p>1-①のとおり、ヒアリング・指導等を行っていく予定である。</p>
神奈川県	<p>論点1-①、②の調査と併せて、各組合の取組状況について調査を行う。</p>
新潟県	<p>ご指摘のとおり、本来は監督指針を踏まえ自らの自発的な取組としてヒアリング等を行い、問題があれば改善を求めるべきと考えております。</p> <p>今般提供されたガイドライン等の資料により様々な事案があることを再認識したところであり、今後は、ヒアリング等を行い、改めて漁協の取組状況を確認し、法令に抵触するような場合においては是正を求めてまいります。</p>
富山県	<p>従来より、監督指針に基づき、常例検査等においてヒアリング等を実施してきたところであり、2021年4月の通知を受け、今年度の常例検査では特に重点的に調査したところである。今後とも、同指針を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
石川県	<p>本県では、従前から、石川県漁業協同組合の本所は毎年、支所・出張所は2年に1回の頻度で常例検査を実施しており、引き続き「漁協等向けの総合的な監督指針」を踏まえた独占禁止法違反の有無を確認するとともに、法令等遵守に向けた関係者への周知・徹底に努めてまいります。</p>
福井県	<p>本県においては常例検査等を通してヒアリングを実施し、検査の実施にあたっては監督指針に基づいて行っているところである。先般、水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインが示されたことから、当ガイドラインの周知および徹底について指導を行っていくべきと考えられる。</p>
山梨県	<p>該当なし（回答1-①に同じ）</p>
長野県	<p>前述のとおり、当県では多くの漁協が販売事業を行っていないことに加え、これまでの指導、検査においても、論点のような事例は確認されていない。</p> <p>なお、今後も論点に限らず、検査等の機会を通じて、監督指針のとおり、必要に応じて関係書類のチェックや役員等から聞き取りによる実態の把握を継続するとともに、不適切な事例があれば改善を求めることとしたい。</p>
岐阜県	<p>漁協を対象にした常例検査において、販売事業担当者に監督指針を踏まえたヒアリングを行い、事業の実施状況を確認した上で、法令、規程及びガイドラインに基づく適切な事業実施を指導している。</p>
静岡県	<p>県内の漁協において、独占禁止法違反のおそれがあると判断すべき具体的事情がある場合においては、必要に応じて、ヒアリング等を実施して各組合の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すことが必要であると考えます。</p>



愛知県	常例検査等において、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが確認された場合は、関係部署（水産課）との情報共有を行うとともに、水産庁や公正取引委員会と連携を図りながら適時・適切な指導を行うこととしている。現時点では、独占禁止法上問題となるおそれのある行為についての報告、苦情等が確認されていないため、監督指針に記載の対応等を行っていないところである。今後は、「漁業者と漁協との取引における水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等の説明会」の内容を踏まえ、指導等の在り方について検討していきたい。
三重県	その通りであり、監督指針等に基づき、独占禁止法に抵触する疑いのある行為については改善すべきものと考えられ、これまでも漁協からの取引方法などに係る相談に対して適正であるか否かについて、指導をしてきた。今後は、漁協に対するヒアリングを実施し、さらなる本県水産物の公正な取引を実現していきたい。
滋賀県	常例検査において引き続きヒアリング等の充実を図る。
京都府	水産業協同組合法に基づく常例検査等において「監督指針」における販売事業に関する主な着眼点を念頭にヒアリング・調査を行い、独占禁止法に抵触する可能性のある事案が確認された際には是正に向けた指導等を行うべきであると考えている。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督指針に基づく実態把握については、漁協指導の一環として行っている常例検査において、ヒアリング項目に掲げ確認を行っていますが、現時点で疑義が生じる事例は把握していません。</li> <li>・なお、問題が生じることを把握した場合は、調査の上、必要に応じて改善を促す必要があると考えています。</li> </ul>
兵庫県	ガイドライン説明会の内容等を踏まえ、調査により不適切な事例があれば、ヒアリングを行い改善を求めていく。
奈良県	組合員が漁獲物を漁協へ出荷していないため、該当ありません。
和歌山県	県では出先機関に水産専門職員を配置し、漁協や漁業者からの相談に電話や個別訪問などで対応するとともに、定期的に漁協を訪問し運営状況のヒアリング等を行っていますが、これまで独占禁止法に違反する行為、違反するおそれのある行為の相談は受けていません。今後、こうした行為を確認した場合、調査を行い、水産庁等と相談して対処します。なお、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」については、県漁連、各漁協に通知しています。
鳥取県	本県においては、指導監督指針の内容に基づき指導を行っているところ。通知がなくとも、ヒアリングや検査部局が実施している検査を通じて独占禁止法に抵触するおそれのある事案が見つければ、適宜指導を行っていく。
島根県	・販売事業を含め漁協の業務については、従来より検査部局による水協法第123条に基づく漁協への検査等を通じて実態を把握した上で、指導部局と検査部局が連携し、必要に応じ指導等により改善を求めている。
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協への出荷や出荷に係る手数料徴収の取扱いは、基本的に総会の決議を経て運用されており、組合員がその決定に基づいて流通することに合意し、トラブルなく販売事業が利用されている場合、県は特段の問題がないと判断せざるを得ないと考えている。県に対して漁協や組合員から個別に相談があった場合はその都度対応することとしている。</li> <li>・その一方で、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に該当し、違法な行為であることを特定する明確な基準がなかったことから、規制改革実施計画を受けて水産物・流通加工ガイドラインが策定されたものと認識しており、今後は当ガイドラインの内容を踏まえ、継続して適正取引に係る周知を図るとともに、実態把握を行い問題のある行為を認めた場合は指導を行い改善を求める。</li> </ul>

広島県	販売事業があるからと常に独占禁止法の関係を検査しているわけではないが、貴省の見解のとおり、独占禁止法に抵触する疑いがあれば「漁協等に向けての総合的な監督指針」に基づき、必要に応じてヒアリング等を行い、検査・指導等を行うこととなる。
山口県	山口県漁協に対しては、「漁協以外への出荷制限等の「不公正な取引方法」の禁止」や「役務の提供を伴わない手数料收受の禁止」など、独占禁止法の遵守について指導したところであり、必要に応じて、その他の漁協に対してもヒアリング等を実施して取組状況を把握し、問題が生じるおそれがあれば、改善を促してまいりたい。
徳島県	貴見のとおりと考える。
香川県	漁協以外に出荷することを制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限することなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為は、現在確認されておりませんが、回答1-①の通知による指導監督の徹底はもとより、今後とも、漁協等との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図りながら、積極的な情報収集に努めるとともに、検査部局等と適切に連携し、実効性の高い漁協等の監督を実現していきます。
愛媛県	水協法に基づく漁協（信用事業実施漁協以外）の指導は自治事務であり、「監督指針」は自治法に基づく技術的助言である。従って、監督指針に位置付けられていることをもって都道府県が対応すべきと整理することは適当でない。 なお、水協法122条に基づく指導等監督の対象とすることは可能と考える。
高知県	本県では、水産業協同組合法に基づく常例検査等を通じて実態を把握し、監督指針を踏まえて指導を行っている。
福岡県	・本県においては、公設市場への出荷に加え、直売所やWebを活用した直接販売など多様な販路を確保するよう漁協及び漁業者への指導を行っている。 なお、監督指針に基づき、従来から常例検査において、販売業務規程等の確認を行っている。
佐賀県	・「漁業等向けの総合的な監督指針」に沿い、漁協の協力を得ながら、法令違反行為等がないか適宜ヒアリングを行っている。
長崎県	●監督指針を踏まえ行政庁の自主的取組としてヒアリング・改善を求めることへの県の見解 →漁協からの照会や組合員等から情報提供、常例検査等で改善が必要な事項が確認された場合は、監督指針を踏まえ改善に向けた指導を行うというスタンスで臨んできたところである。
熊本県	これまでも根拠のない金銭收受は監督指針を踏まえて指導を行ってきました。 今年度開催される「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」に関する水産庁の説明会を踏まえて、調査実施に向けた事務手続きを開始していくこととしています。
大分県	本県では、対象となるような事案は把握していないが、コンプライアンス研修等の場で、独占禁止法違反に関する研修を行うよう指導し、注視していきたい。
宮崎県	県は、監督指針を踏まえた常例検査を行っており、その結果、独禁法違反の事実は確認されていない。 なお、問題が生ずるおそれがあればヒアリングを行い改善を求めていきたい。
鹿児島県	・本県では、常例検査において、販売事業に対する検査を実施していることから、常例検査において、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が見られた場合には、指摘し改善指導を行うこととしている。

沖縄県	<p>本県では、監督指針を踏まえて、2020年10月に県内全漁協の役職員を対象とした勉強会を開催し、独占禁止法に定める公正な取引方法を含めた内容で指導を行った。</p> <p>水産庁通知を受けて、今年度は個別漁協からの依頼により同様な勉強会を2カ所で開催している。</p> <p>また、昨年度に内閣府沖縄総合事務局公正取引室から県内漁協に関する照会を受けており、農協に関する独占禁止法勉強会の資料提供を受けた。今後、漁協の指導について協力を依頼した。</p>
-----	---

## 論点1 独占禁止法の遵守について

### 【論点1-④】

独占禁止法上問題となるおそれのある行為については、仮に漁協が組合員である漁業者の利益ではなく、販売先である仲買人や問屋等の利益を優先しているのであれば、漁業者の所得向上を阻害するとともに、水産業協同組合法第四条及び第十一条の二の規定に違反するものであり、是正が強く求められるものであると考えられるが、貴行政庁の見解如何。

水産業協同組合法

(組合の目的)

第四条 組合は、その事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

(事業についての配慮)

第十一条の二 組合は、その事業を行うに当たつては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

### 都道府県 【回答1-④】

北海道	北海道内の各漁協では、コンプライアンス計画に基づく職員研修等を通じて、漁協が漁業者（組合員）の所得向上等に向けて取り組むこと等についての漁協職員の理解・意識の醸成は図られているものと考えており、組合員である漁業者の利益ではなく、販売先である仲買人や問屋等の利益を優先しているような実態はないものと判断している。
青森県	仮に、漁協が組合員よりも販売先である仲買人や問屋の利益を優先しているのであれば貴見のとおりと考えるが、本県においては、漁協が組合員よりも販売先である仲買人や問屋の利益を優先しているような事例は無いと認識している。
岩手県	水産業協同組合法及び独占禁止法の規定（ガイドラインを含む）に基づき、指導していくものとする。
宮城県	これまで、本県における常例検査等において検出された事例はないが、今後、当該事例が検出された際には、是正に向け指導を行ってまいりたい。
秋田県	論点のとおりであり、水産業協同組合法の規定に則し、違反事例に対しては是正を求めていくことといたします。
山形県	独占禁止法上問題となるおそれのある行為について、水産業協同組合法の規定に違反するものであれば、是正が求められるものだと考える。
福島県	ご意見に異論はない。
茨城県	論点1-④の考えのとおり、本県といたしましては、組合員である漁業者の所得向上を阻害するおそれのある行為が確認された場合には、是正措置を講じるよう指導してまいります。
栃木県	本県では現時点で販売事業を行っている漁協は存在しません。ただし、販売事業を始める漁協が出てきた場合、こうした事例が確認された際には是正を強く求めるべきと考えます。
群馬県	本県では該当するような事例はありませんが、漁協の運営が適正に行われるように指導をしていきたい。
埼玉県	上記論点のような事例は認められない。本県としては、今後も適切な組合運営が図られるよう指導を続けていきたい。
千葉県	本県ではこのような事実は見受けられません。

東京都	ご指摘のとおりと考える。
神奈川県	水協法の趣旨から公正な卸売業務をしているかどうか、卸売業務をしている漁協に対し、調査を行う。
新潟県	ご指摘のとおりであり、問題となる事案があるかどうかを調べ、そのような事案が確認されるようであれば是正を求めてまいります。
富山県	同法に規定されているとおり、組合員のために漁協が存在していることは明らかであり、当該事例については是正が必要であると考えます。
石川県	漁業協同組合は、組合員の経済的社会的地位の向上を図るために設立された組織であり、このために行う事業において、他者の利益を優先することは設立趣旨に反する行為であると認識しており、こうした事案が見受けられた場合は、必要な是正措置を講じてまいります。
福井県	貴見のとおりと思われる。水産業協同組合の目的は漁業者の経済的および社会的地位の向上であり、その目的達成のための指導を行うべきと考えられる。
山梨県	該当なし（回答1-①に同じ）
長野県	水産業協同組合法第四条及び第十一条の二に違反する事例があれば、是正は必要であると考えます。
岐阜県	組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としており、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要であることを踏まえると、独占禁止法上問題となるおそれのある行為については、是正する必要があると考えられる。
静岡県	独占禁止法上問題となるおそれのある行為の結果、水産業協同組合法等の法令に違反する状況が生じている場合には、是正が必要であると考えます。
愛知県	水産業協同組合法第四条及び第十一条の二の規定に違反する状況が認められれば、是正を指導する必要があると考えますが、法令違反に当たるか否かについては、法令を所管する水産庁と相談をしながら、個別の事案ごとに精査の上、対応する必要があると考えます。
三重県	その通りである。共同販売や共同購入などの共同経済事業については、組合員の奉仕のために漁協が実施する重要な事業であり、独占禁止法で例外として扱われているが、その中で独占禁止法の違反事例があった場合は、組合員の利益にならず、所得向上を阻害することに繋がり、水産業協同組合法の趣旨に反するものであると判断されることから、公正取引委員会などと連携して、是正に向けた指導を行っていく。
滋賀県	そのとおりである。
京都府	独占禁止法違反の事例については、組合の組合員への奉仕や漁業所得の増大への配慮といった水産業協同組合法の趣旨・目的に違反するものであり、是正が求められるものであると考えます。
大阪府	・漁協が水産業協同組合法をはじめとした法令に違反している場合は、監督官庁として是正を求めることは当然のことですが、漁協の販売戦略との関係もあることから、指導に当たっては慎重に対応する必要があると考えます。
兵庫県	事例ごとの判断が必要と考えるが、水産業協同組合法に違反する場合は是正する必要がある。
奈良県	組合員が漁獲物を漁協へ出荷していないため、該当ありません。
和歌山県	貴見のとおりと考えます。漁協が独占禁止法に違反する行為を行った場合には是正が必要と考えます。
鳥取県	独占禁止法に違反するというのであれば、貴見のとおり。

島根県	・漁協が仲買人や問屋等の利益を優先し、漁業者の所得向上を阻害することは法律に抵触するものであり、あってはならない。
岡山県	・当県において漁協が漁業者の利益ではなく、販売先の利益を優先している事例は把握していないが、漁協は組合員への直接の奉仕を目的とした組合で、漁業所得の増大について最大限の配慮を行わなければならないという水協法の規定を踏まえ、問題がある事例を認めた場合は改善指導を行う。
広島県	販売先の利益を図ったことによって漁業者や漁協に明らかな不利益があった場合は、水協法の規定に違反していると考え（販売先の利益を図ったことのみを持って水協法違反ととらえるのは、やや早計であると考え）。
山口県	独占禁止法上問題となるおそれのある行為については、現在、確認できていない。 今後、山口県漁協にこうした行為の有無を確認することとし、もし確認されれば、漁協に是正を求め、指導を行ってまいりたい。
徳島県	貴見のとおりと考える。
香川県	面積が狭く交通網が整備されている本県の特徴を活かして、漁協や漁業者自らの判断で、中央卸売市場や産地市場等をはじめ、多様な販売チャネルを利用しながら出荷しております。県も県漁連と連携して漁協の販路拡大を支援しており、最近では、漁協自らSNSの活用や飲食店と連携することで、仲買人や問屋に頼らない販売方法に取り組んでいます。今後は県としても漁協や漁業者等と連携し、今後も漁業者の所得向上に努めていきます。
愛媛県	どのような違反事例を想定しているか不明であり、具体的回答はできないが、一般的な考え方として、例えば「優越的地位の乱用による一方的な価格設定」等については、漁協が組合員の利益を仲買人など販売先の利益に劣後して取り扱っているのではなく、販売先が漁協及び組合員の利益を不当に侵していると整理すべき。 そういった意味から、水産物の不適切な流通・取引が生じる大部分は仲買人など販売先に起因すると考えられることから、これらに対する対応をまずは検討すべきと思料。 なお、水協法第4条は、「水産業協同組合法の解説（水産社）」によると、組合事業の目的を組合員ではなく組合としてしてはならないことを定めたものであり、仲買人等の利益を優先することを禁じる規定ではない、また、水協法第11条の2は、漁業所得の増大については、水揚量の増加等のみを追求するのではなく、水産資源の持続的利用の確保等との両立が必要、との趣旨と理解しており、仲買人等の利益を優先することを禁じたものではないと考える。なお、今回挙げられている事例に関してはあくまで独占禁止法に抵触することが問題であり、水協法の規程に違反すると整理することは困難と思料。
高知県	貴見のとおりと考える。
福岡県	・本県においては、そのような事案はない。 なお、独占禁止法上問題となるおそれのある行為により、水産業協同組合法の規定に違反するような状態が認められた場合は、当然ながら是正を求める必要があると考えている。
佐賀県	・組合員の利益を優先的に考えるべきであり、販売先を優先することで組合員の利益をないがしろにされているような状況が見受けられれば、是正を求める。
長崎県	●独占禁止法上問題となるおそれのある行為について水協法第4条及び第11条2の規程に違反するものであり、是正が強く求められるものとするが県の見解如何 →本県漁協においては漁業者の所得向上を第一に考えていると認識している。なお、協同組合である以上、漁業者（組合員）は単に漁協の取引相手であるだけでなく、漁協経営に参画する立場から漁協の利益についても考えるべきであることを申し添えたい。

熊本県	漁協は水協法に規定されているとおり組合員のために直接奉仕するとともに、組合員の所得向上に最大限の配慮をしなければならず、それに違反していると認められる場合は是正する必要があると考えています。
大分県	仮にそのような事例があれば是正すべきものと考えます。
宮崎県	本県において、上述のような事案があれば漁協に対し、是正を求める。
鹿児島県	・県としては、漁業者の所得向上に寄与できるよう漁協を指導してまいりたい。
沖縄県	本県では、検査部門が行う常例検査やヒアリングの範囲において、販売先である仲買人や問屋等の利益を優先しているような事例は見受けられない。仮に、このような事例が生じた場合は、漁協に対して水協法及び監督指針に基づいて指導を行う。

## 論点1 独占禁止法の遵守について

### 【論点1-⑤】

焼津冷凍カツオ窃盗事件に関する調査委員会の調査報告書において、「漁協職員が、永年にわたって、代々慣行として継続的に行ってきたものに関しては、当該行為が犯罪に当たる又は社会通念上不適切なものであるという意識が希薄化又は欠如していることが伺えた。」「市場を開設・運営する立場として、市場が社会に果たす役割に立ち返って、今一度公正・中立な市場運営の在り方について、職員の理解・見識を深めるとともに、これを担保するための措置を講ずるべき」とされている。

漁協以外への出荷制限等の「不公正な取引方法」や役務の提供を伴わない手数料收受などの行為については、複数の漁協において報告されており、焼津冷凍カツオ窃盗事件と同様の事態が生じていないか確認の必要があるのではないかと考えられる。

このため、独占禁止法の遵守については、まず、漁協職員の理解・意識を深めるとともに、これを担保するための措置が必要である。次に、前述のとおり、仲買人や問屋等との関係から、不適切な行為を行うことが想定され得るため、そうした関係者の理解・意識を深めることも必要である。さらに、都道府県の水産行政は漁協と関係が深いという指摘もあり、都道府県職員についても、事態を重く受け止めて、理解・意識を深める必要があるのではないかと考えられるが、貴行政庁の見解如何。

### 都道府県 【回答1-⑤】

北海道 北海道内の各漁協では役職員や漁協職員に対するコンプライアンス計画に基づく研修を行っており、また、道漁連においても全道漁協の役職員を対象とした研修会を開催し、法令遵守等に対する理解の促進と意識の醸成等を図っているところであり、また、同じく北海道職員についても、漁協への指導業務に当たり、水産業協同組合常例検査担当者研修などを通じて、従前から法令遵守等に向け取り組んでいる。

青森県 漁協職員、関係者のみではなく、県職員においても関係法令の理解・認識を深め、法令遵守の認識を常に深める姿勢は重要であると考えます。

岩手県 貴見のとおり、漁協職員だけでなく、水産業に関係する者が独占禁止法の遵守について理解し、意識を深めることが必要と考えます。  
 県では、2月2日に水産庁と公正取引委員会が共催で行う、適正取引ガイドラインに係る説明会に出席し、その内容について、水産部局内で共有するとともに、県漁連と連携し、漁協役職員が出席する研修会において、説明する機会を設け、漁協職員の理解・意識を深めることとしている。  
 漁協を監督する行政庁である県としては、水産業協同組合法や独占禁止法の趣旨を理解し、漁協への指導を行っているほか、水産振興を行う事業実施部門においても、これらを理解した職員が配置されていることから、指摘は当たらないと考えている。  
 一方で、漁協経営が厳しい状況にあることから、内部管理態勢の確立に必要となる人員を十分には確保できない漁協もあり、一層の意識浸透が必要と考えている。

宮城県 都道府県職員には、法令等の遵守を前提として施策対象者との適切な信頼関係の醸成による適正な施策遂行と、施策効果の向上の両立が求められていると認識している。漁協指導・検査においても、内部牽制体制の確立を重視し、適正な組合運営に向けた指導・検査を実施している。独禁法の遵守については、今後も適正な指導・検査を実施するとともに、引き続き県職員及び漁協等役職員の理解・認識の向上に努めてまいりたい。

秋田県 論点のとおりであり、水産庁が開催を予定している「漁業者と漁協との取引における水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等の説明会」に参加するとともに、その内容について、機会を捉えて漁協職員、関係者に周知するなどし、理解醸成を図ってまいります。



山形県	独占禁止法の遵守について、漁協職員及び都道府県職員の理解・意識を深めることは必要であると考 え、水産庁主催の説明会等に参加を予定している。
福島県	職員が法令遵守・内部統制の趣旨を理解のうえ組合指導検査に反映されるよう努める。
茨城県	本県におきましては、不公正な取引方法が行われないう、担当職員間で独占禁止法遵守に関する認識 の共有を図ったうえで、漁協職員や関係者への理解を深めるなどに取り組んでまいります。 また、監督指針のもと、法令遵守に係る問題を早期に発見し、問題が深刻化する以前に改善のための働 きかけを行ってまいります。
栃木県	法令遵守やコンプライアンスの確立のためには、常例検査の場などを活用して粘り強く指導を行い、関 係者の理解を深めることが必要と考えております。今後は独禁法についても関係者や水産行政職員が同 法の趣旨について認識を深めるよう適宜指導や研修などを行って参ります。
群馬県	漁協の運営において、法令遵守は重要課題であり、常例検査等により漁協へ指導を行うとともに、行政 庁においても法令の趣旨の理解を深めて行きたいと考えます。
埼玉県	本県において、「不公正な取引」などの事例は認められない。今後も、養殖漁協に対し適切な指導を行 い、関係者の理解や認識を深めていきたい。
千葉県	本県において同様の事態は確認されていないが、漁協職員及び関係者の理解・意識を深めるための研 修会の開催を検討したい。
東京都	様々な機会をとらえて、関係者に対し啓発を行っていく予定である。
神奈川県	・都道府県の水産行政は、漁協と関係が深いという指摘については、神奈川県では、検査部門を平成12 年度より別の部署が行っており、チェック機能が働いていると考えている。 ・都道府県職員については、理解・意識を深めるために情報共有する。
新潟県	独占禁止法に対して関係者全体の認識が低かったことは否めず、ご指摘のとおり法を遵守していくた めには、漁協職員をはじめ流通関係者の理解と意識を高めることが必要と考えております。 このため、漁協職員に対する研修会の開催や、流通関係者等に対して不適正事案等の事例について情 報提供、情報共有を行い、独占禁止法の遵守に努めてまいります。 なお、改めて県職員の理解と意識を深める必要もあるため、県内部の職員研修のテーマとしても取り 上げ、職員のスキルアップにつなげてまいります。
富山県	貴見を踏まえ、本県においても、独禁法の遵守について関係職員の理解・意識を深めるとともに、常 例検査等を通じて、漁協等への適切な指導を実施してまいりたい。
石川県	漁協職員はもとより、水産行政に携わる都道府県職員が独占禁止法を含めた関係法令に対する理解・意 識を深めることは、職務遂行上、必要不可欠であると認識している。
福井県	貴見のとおりと思われる。今後、水産流通適正化法も施行されることも鑑み、水産物および水産加工 物の適正な流通に向けた知識を深める必要性があると思われる。そのような指導を改めて行う機会を設 けることとしたい。
山梨県	該当なし（回答1-①に同じ）

長野県	<p>独占禁止法に限らず、法令の仕組みや遵守について、漁協、漁協関係者及び都道府県職員が理解、意識を深めることは重要であると認識している。</p> <p>不適切な事例が認められた場合には是正するよう指導するとともに、関係者が自分事として捉え、今後も法令遵守に意識が向くように、常例検査や漁協を対象とした研修会などの機会を通じて徹底していく必要があると考える。</p> <p>また、関係者、特に都道府県担当者は比較的短期間で人事異動することも多いため、徹底の継続性に課題があると認識している。国においても定期的にこれら関係者に対する研修会などを開催していただきたい。</p>
岐阜県	<p>漁協の法令等に基づく健全かつ適切な業務運営を指導監督していく観点から、都道府県職員についても、独占禁止法に関し理解・意識を深めていく必要があると考えられる。</p>
静岡県	<p>貴見のとおり。</p>
愛知県	<p>独占禁止法の遵守について、漁協職員、仲買人や問屋等の関係者、県職員（水産行政を含む）の理解・意識を深めることは重要であると考え。こうした理解・意識の醸成については、今後、「漁業者と漁協との取引における水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等の説明会」の内容を踏まえ、水産庁の指導や助力を得て、進めていきたい。</p>
三重県	<p>その通りであり、本県水産業界から独占禁止法に違反するような不適切な行為が生じることのないよう、監督指針やガイドラインを参考に、研修を開催するなどして意識啓発を行い、漁協、流通業者の理解・意識を深めていく。なお、三重県では、職員コンプライアンス指針に基づく、定期的な研修などにより、公正な職務遂行、職権乱用の禁止、規律の徹底を基本とした業務を行っており、今回と同様の事態が県内で起きないように理解・認識を深めていく。</p>
滋賀県	<p>そのとおりである。</p>
京都府	<p>独占禁止法の遵守については、漁協職員はもとより、仲買人、問屋等関係者、水産行政に係わる府職員についても研修や担当職員による勉強会等により理解・意識を深める必要があり、全国で重大な不祥事例が発生した際には、府内で同様の事例の有無を確認するとともに、背景や原因の分析を行い、検査等を通じた指導が必要であると考え。</p>
大阪府	<p>・本府においては、出荷制限や不当に手数料を徴している事例は承知していませんが、不当な取引の排除に向けて、漁協職員や漁業者が独占禁止法をはじめとした関係法令を理解することは重要と考えており、漁協役職員研修会や常例検査等様々な機会を通じて指導して行く必要があると考えます。また、本府職員においても同様に、様々な機会を通じて同法をはじめとした関係法令を理解し、意識を深めたいと考えます。</p>
兵庫県	<p>貴見のとおりと考える。</p>
奈良県	<p>組合員が漁獲物を漁協へ出荷していないため、該当ありません。</p>
和歌山県	<p>令和元年度から漁協役職員向けにコンプライアンスや監事の機能強化のための研修会を県漁連と合同で開催しています。また、水産庁による独占禁止法等に係る説明会（R4,3.3 Web）に県担当職員が参加し理解を深め、今後も様々な研修の機会を活用して「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」などを周知徹底し、独占禁止法の遵守に取り組んでいきます。</p>
鳥取県	<p>独占禁止法の遵守について、漁協職員の理解・意識を深めることが重要であると考え。県職員はこれまでも度々コンプライアンス研修を受講してきているところであり、引き続き法令遵守について理解・意識を深めていきたい。</p>
島根県	<p>・令和4年2～3月に「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」等の説明会が開催されることとなっており、これに参加し、同ガイドラインに対する理解を深めていく考え。</p>

岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランド化や販売力を維持するための供給量確保の必要性から、漁協が積極的に出荷を組合員に対して要請する場合や組合運営費確保の必要性から系統外出荷を行う組合員にも協力を求める場合があり、その行為が独占禁止法に抵触する行為か否かは個別に実態を調査した上で慎重に判断する必要があると考えている。</li> <li>・独占禁止法を遵守し、漁業所得の向上を図ることは重要であり、関係者の法令遵守に関する理解と意識を深めることについて異論はない。</li> </ul>
広島県	<p>論点の意見と同じ</p> <p>まずは、独占禁止法についての知識や情報が漁協のみならず県職員においても不足しており、漁協に対するヒアリングや検査よりも、まずは独占禁止法やコンプライアンスに係る周知を図ることが大切だと考える。</p>
山口県	独占禁止法の遵守については、引き続き漁協職員の理解・意識を深めるよう指導してまいりたい。
徳島県	独占禁止法の遵守について、関係者の理解・意識を深める必要性については貴見のとおりである。なお、本県では監督庁として漁協には毅然と対応しており、職員は定期的にコンプライアンス研修を受講している。
香川県	<p>監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切に連携し、両部局双方のモニタリング手法を効果的に組み合わせることにより、実効性の高い組合等の監督を実現していきます。</p> <p>組合等は、協同組織として、組合員の相互扶助を目的とした組織であるという固有の特性等を十分に踏まえ、業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しながら、組合等との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集に努めていきます。</p> <p>また、令和4年3月に水産庁開催予定の水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等のWeb説明会に参加し、独占禁止法の遵守への理解、意識を深めていきます。</p>
愛媛県	貴見のとおりと考える。
高知県	漁協職員をはじめ、仲買人等水産業関係者の独占禁止法を含めた法令遵守の意識を高める必要があると考える。また、指導等にあたる県職員についても、法令遵守の意識をより一層深める必要があると考える。
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県においては、このような事案はない。</li> </ul> <p>なお、関係団体と連携して開催する漁協役職員を対象とした研修会において、法令遵守等について指導を行うことで、コンプライアンス意識の醸成を図っている。</p>
佐賀県	・独禁法の遵守を含めコンプライアンスについては、漁協職員、役員及び県職員も理解・意識を深める必要があると考える。
長崎県	<p>●独占禁止法の順守について、漁協職員や県職員についても事態を重く受け止め理解・意識を深める必要があると考えるが県の見解如何</p> <p>→県としても漁協職員や県職員にかかる独禁法の理解・意識を高めるべきと考える。公取委・水産庁の説明会等を求めたい。</p>
熊本県	<p>独禁法の遵守については、漁協職員に対し、研修及びオフサイト・モニタリング等を通じて、引き続き理解醸成を図っていきます。</p> <p>また、当県職員については、実際に発生したコンプライアンス問題の事例等を基に階層別又はテーマ別の会議や研修の場を活用し、法令及び国の監督指針等を周知していきます。</p>
大分県	大分県漁協ではコンプライアンス研修を役員、管理者、全職員を対象に毎年行っている。県職員にあっては役職域段階毎にコンプライアンス研修を実施している。

宮崎県	<p>独禁法の遵守について、理解・意識付けを行うことは、市場開設者たる漁協として、またそれを監督する行政庁として当然のことである。</p> <p>なお、独禁法遵守について、水産庁が11月に発出した「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」の趣旨について、改めて漁協等への周知を行いたい。</p>
鹿児島県	<p>・独占禁止法を遵守するためには、漁協職員のみならず、仲買人や問屋などの関係者の理解・意識を深めるとともに、県職員の理解・意識を深めることも重要であると考えている。</p>
沖縄県	<p>本県としても、独占禁止法の遵守に関する担保措置や、不適切な行為が行われることがないよう関係者の理解・意識を深めることが必要であると考えている。</p> <p>なお、都道府県にこれらの不正防止の指導を求めるのであれば、焼津冷凍カツオ窃盗事件に関する詳細な資料を開示して、水産庁としての指導方針を示していただきたい。</p>

## 論点に対する回答

分野	漁業協同組合における法令遵守
	都道府県
<p>令和3年10月、焼津漁業協同組合の職員が冷凍カツオ窃盗容疑で逮捕され、同年11月に起訴された。この不祥事件は、焼津冷凍カツオ窃盗事件に関する調査委員会の調査報告書（以下、「同調査報告書」という）が指摘するように、公正・中立な場であることが求められる魚市場、その開設及び運営に当たる漁協の信頼を大きく損なうものである。</p> <p>特に、漁獲量の計量は、漁業者自身で行うことはできず、水揚げ後に、漁協職員によって市場で行われることが一般的であり、漁協職員の不正を漁業者が検知することが難しいという構造的な問題があると考えられることから、本件は、焼津という単協の問題として対応するのではなく、焼津以外の漁協でも同様の不正行為があるのではないかという疑念を生じさせないような断固たる対応が必要であると考えられる。</p> <p>監督指針においては、不祥事件等への対応として、「組合における不祥事件等の発生は、組合員への背信行為であるばかりではなく、近年の企業不祥事に対する国民の厳しい視線にかんがみても、漁協系統組織全体に対する国民の信頼を失墜させ、水産物の販売等にまで影響が及ぶおそれがあり、組合員の利益や組合の社会的信用に関わる重大な問題である。行政庁としては、組合における不祥事件等を根絶すべく、組合に法令等の遵守態勢を整備させることを目的として、Ⅱ－1－3に基づき、指導監督を行うとともに、発生した不祥事件等については、その原因等を明らかにさせ、法令等遵守態勢の整備などの再発防止策を確実に実行させることを目的として、法に基づく監督措置を適時適切に発動することにより、不祥事件等の再発を防止する態勢づくりを組合に行わせることが必要である」とされる。</p> <p>こうしたことを踏まえて、漁協の信用の失墜のおそれが生じないように、漁協全体として再発防止するための体制づくりを行うべきであり、以下の点について、ご検討・ご説明をお願いしたい。</p>	

## 論点2 焼津魚市場冷凍カツオ窃盗事件について

### 【論点2-①】

今回の事件は、漁協職員の不正を漁業者が検知することが難しいという構造的な課題があると考えられることから、焼津以外の漁協でも同様の不正行為があるのではないかと疑念を生じさせないような断固たる対応が必要であると考えられる。また、同報告書で指摘されているとおり、漁協では内部監査が機能していないと思われる状況であることも示唆される。

このため、行政庁として、同様の事態が所管漁協に生じていないかどうかを外部監査等を行い、実態把握を行うべきではないか。

### 都道府県 【回答2-①】

北海道	北海道では常例検査において、道内各漁協が監事監査細則に基づき監査計画を作成し内部監査を適切に実施していることを確認していることから、内部監査機能は図られているものと判断している。
青森県	本県においては、現状において、行政が実施している常例検査及び漁連が実施している監査により十分に実態が把握されていると認識している。
岩手県	外部監査については、信用事業を行う一定規模以上の漁協以外の漁協は、水産業協同組合法第41条の2第2項に基づき、会計監査人を置くことができるとされており、漁協の経営上必要と判断される場合に、漁協が設置するものである。 また、本県漁協に対しては、水産業協同組合監査士の資格を保有する全漁連職員が定期的に監査を行うこととしており、系統において必要な体制が整備されている。 水産業協同組合法に基づき、引き続き、必要な検査と、検査に基づく指導を行っていく。
宮城県	これまでも、漁協等に対する常例検査等の機会を通じ、組合運営全般について適切に実施されているかどうかを確認してきたところである。内部牽制体制の検証は、重要事項であると認識しており、今後も引き続き取り組んでまいりたい。
秋田県	今後、県が行う常例検査等において、実態把握に努めてまいります。
山形県	山形県漁協においては、内部監査のほか全国漁業協同組合連合会による監査を受けている。 県においては、「監督指針」を踏まえて、監督・指導を行っていく。
福島県	今後も漁協の検査指導時に水産物が適正に販売されていることを確認していく。
茨城県	漁協における法令遵守体制の整備につきましては、監督指針に基づき、それぞれの規模・特性に応じた法令等遵守態勢を整備するよう指導してまいりますとともに、全国漁業協同組合連合会が実施する外部監査とも連携しながら、法令に反する不正行為などの実態把握に努めてまいります。
栃木県	本県では販売事業を行っている漁協は存在しないため、同様の事態はないと考えていますが、その他の不正行為については常例検査等を通じて実態把握に努めて参ります。
群馬県	本県では販売事業を実施している漁協はほとんど無く、同様の事態は無いと考えます。漁協の運営については常例検査等により実態把握に努めています。
埼玉県	養殖漁協で行われている競りは、出荷者が出荷数量を荷受け者に申告し、その後、荷受け票で出荷者と荷受け者が相互に現物を確認する形となっており、構造的にも市場の運営的にも当該事件のようなことは起こりえないと考える。また、外部監査としては、水産研究所が必要に応じて確認している外、県による常例検査で状況の把握等が行われている。
千葉県	県の常例検査の充実強化を図りたい。その上で、必要があれば外部監査についても検討したい。

東京都	東京都においては、1回の漁業者1名あたりの水揚げ量が少ないため、漁協荷捌き施設への水揚げ時に、漁業者立会いのもと検量が実施されている。 焼津のような事例は想定されないため、特別な外部監査等は実施しない。
神奈川県	常例検査により、内部監査が機能しているかどうか、また漁協の会計処理が適正に行われているかどうか実態把握に努めている。
新潟県	本県においては、小型漁船による水揚げがほとんどであり、漁業者自らが漁獲物を箱詰めし、市場へ出荷する体制がとられていることを県としても確認しております。そのため、当該事案と類似した不正行為に対しては、漁業者自らが不正行為をチェックできる態勢にあるため、焼津のような構造的な課題はないものと認識しております。
富山県	本県では、毎年の常例検査において、不正行為の有無についても確認しているところであるが、今回の事件を受け、より一層、厳正な検査に努めてまいりたい。
石川県	本県では、従前から、石川県漁業協同組合の本所は毎年、支所・出張所は2年に1回の頻度で常例検査を実施しており、引き続き「漁協等向けの総合的な監督指針」を踏まえた検査に努めるとともに、法令等遵守に向けた関係者への周知・徹底に努めてまいりたい。
福井県	市場を開設している漁協については随時検査を実施しているところであるが、不正防止の観点から、外部監査等の仕組みが必要であるように思われる。なお、具体的に外部監査とはどのようなものを想定しているのか、検討を進める上で具体的にお示し願いたい。
山梨県	該当なし（回答1-①に同じ）
長野県	論点1-③にも記載したとおり、県が漁協の事務所に出向いて行う常例検査において、規約、会計の状況、監査の状況等の関係書類をチェックするとともに、役員や職員等に運営状況等の全般について聞き取りを行っているが、同様の事例は確認されていない。 従って、今後もこのような事例を検査の着眼点に据えつつ、検査を行えばよいため、特別に外部監査を行う必要はないと考える。
岐阜県	当県においては、市場を開設・運営している漁協がなく、焼津漁協と同様の不正行為が発生するおそれがないため、外部監査等の導入は必要ないものと考えている。
静岡県	行政庁として、県内の魚市場の運営主体について、不正の未然防止のための市場運営体制や防犯措置等が整備されているかどうか及び内部監査が機能しているかどうかについて、調査や水産業協同組合法に基づく検査等を通じ、実態把握を行なうべきと考える。
愛知県	市場における計量等に係る実態の把握については、まずは漁協の内部監査を機能させる観点から、漁協自らの対応を促すこととし、その対応が不十分と判断される場合には、水産庁の指導を受けながら実施したいと考える。
三重県	漁協における検査については、水産業協同組合法に基づき、検査部署が常例検査を行っており、漁協における不祥事件等の発生の有無、監事や監査部署による内部監査が機能しているかを定期的に把握している。今後は、販売事業の視点を持ちつつ検査方法を、検査部署と検討していく。なお、検査等で問題が見つかった漁協には、指導部署から不祥事件等届の提出や改善計画を報告徴求する等の指導を行っている。
滋賀県	滋賀県においては市場は県内に2つあるところ、セリにおいては漁業者本人が立ち合いのもと行っており、不正行為が発生しないよう努めているが、漁協の規模や事業の構造によっては外部監査による実態把握が必要であると考えている。

京都府	今回の事件に係わらず、全国で重大な不祥事件が発生した際には、水産業協同組合法に基づく常例検査等の外部監査において、通常の検査項目に加え、問題となった業務に関する内部監査の状況調査や担当職員等へのヒアリングにより、同様の事態の発生の有無を確認すべきと考える。
大阪府	・大阪府の場合、個人売り（系統外出荷）される場合が多いが、漁協（共販）で出荷する場合であっても、当該漁業者が立ち会ってせりが行われることから、論点にあるような不正が生じることは考えにくく、この点に関して外部監査等の必要性はないと考えます。
兵庫県	本県の場合、漁業者が、市場で計量した値や販売状況を自ら確認できる状態にあることから、同様の不正行為が発生することは考えにくいですが、必要に応じて実態把握を行うべきと考える。
奈良県	県下漁協では、組合員の漁獲物の出荷を行っていないため、該当ありません。
和歌山県	県漁連、各漁協に「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」や水産庁に開設された相談窓口を周知しました。県では出先機関に水産専門職員を配置し、漁協や漁業者からの相談に電話や個別訪問などで対応するとともに、定期的に漁協を訪問し運営状況のヒアリング等を行い実態の把握に努めています。
鳥取県	「外部監査等」の定義が不明であるが、本県においては、法令に基づいて検査を実施するとともに、国が定めた指導監督指針に従って適切に指導を行っている。 なお、外部監査については、法令に規定されておらず、国において必要性及びその具体的な内容を検討されたい。
島根県	・水協法第123条に基づく漁協への検査等を実施し、漁協を不正行為等が生じにくい体質にするため、同法の権限に基づきガバナンスの強化等を随時求めている。
岡山県	・当県内の漁協は正組合員数が50名を下回る小規模漁協が大半であり、そのような漁協では十分な報酬を支払うことが難しいなどの理由により、組合員が監事に就任するケースが多く、内部監査が十分と言えないことは事実として認識している。 ・その不足を補うためにも常例検査を行うに当たっては、外部の会計士を検査員に加えて検査を実施し、不正の有無を明らかにするとともに、不正を生じるおそれがある不適当な会計処理等を認めた場合はその旨を指摘し、改善状況の報告を求め、その後にモニタリングを実施するなどして改善状況を確認している。
広島県	内部監査が機能するよう指導・監督するのは県の役割であり、必要に応じて検査を通じて指導をしていきたい。 焼津漁協のような事態が疑われる場合にあっては、県として検査等を行っていきたい。 なお、本県では、銀行OBを常勤の検査嘱託員として雇うとともに、公認会計士も非常勤の嘱託員として確保していることから、外部監査員を確保する必要性は感じていない。
山口県	市場を運営する山口県漁協に対しては、毎年、全漁連による外部監査が行われているとともに、県による常例検査も行っており、内部牽制が機能していることを確認している。
徳島県	常例検査の際に内部牽制体制や監査状況の実態を把握し、指導している。
香川県	漁協の不正行為の防止のため、県漁連において、漁協役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施しており、県も監督部局として参加しています。 また、各漁協にコンプライアンスマニュアルにより、法令遵守に努めるように指導しています。 外部監査等による実態把握については、県の検査部局の検査はもとより、県漁連や全漁連による系統監査に加えて、監督部局による定期的な指導により、実態把握に努めています。



愛媛県	貴見のとおり外部監査等実態把握は必要と考える。なお、本県においては、県内各漁協に対して年1回、水協法第123条第4項の規定に基づく常例検査を行い、内部監査の実施も含め法令等遵守態勢の整備等適切な組合運営の確保に必要な指導・監督を行っている。
高知県	不祥事件が発生した漁協に対しては、内部の監査体制の構築や強化を指導してきている。さらに不正を防止するためには、外部監査等何らかの対応を行うことが効果的であると考え。
福岡県	・本県においては、市場を開設・運営している漁協がなく、水産物は漁業者が公設市場や直売所に出荷しており、このような事案が発生する可能性のある商慣行がない。
佐賀県	・まずは漁協自らが調査を行うよう促すとともに、漁協において内部監査が機能していないと判断されれば、行政庁として指導を行っていく。 ・外部監査を実施するかどうかは、各漁協の判断によると思われる。
長崎県	●行政庁として(焼津漁協と)同様の事態が所管漁協に生じていないか外部監査等により実態把握すべき →県としては、常例検査を通じて漁協の内部監査体制について確認を行い、必要であれば内部監査の機能改善の指導を行う考え。
熊本県	当県における水揚げは全て鮮魚であり、水揚げ数量は、出荷者自らが水揚げ時に計量作業を行い、又は立ち会い、直接確認できる現状のため、仕切書の数量と現物の数量が異なる事態は生じ難い体制と考えられます。加えて、漁協の計量方法について、これまで県に対する漁業者からの苦情等はないことから、実態把握の緊急度は低いものと考えております。 また、漁協内部の監査体制については、常例検査及びオフサイト・モニタリングにより確認し、不適切な事例があれば指摘し、改善を求めています。
大分県	大分県漁協では毎年、コンプライアンスプログラムを作成し、研修、人事ローテーション、職場離脱の実施等を定めている。県では常例検査の際、コンプライアンスプログラムが実施されているか毎年検査している。また、令和5年度から監査法人による外部監査制度を導入する予定である。
宮崎県	現時点でも、県による常例検査、県漁連による監査など第三者による検査等を行っている。 なお、県としては不正防止が重要と考えるため、漁協職員のさらなるコンプライアンス遵守について理解・促進を図る必要があると考える。
鹿児島県	・本県でも、漁協の不祥事件が年に数件発生しているが、それらは、内部監査や県の常例検査等で発覚しているため、現在実施されている漁協への監査や検査は有効であると認識している。外部監査等については、予算や人材の問題もあるため、今後の検討課題と考える。
沖縄県	本県では、水協法に基づく他監督指針を踏まえて検査部門において各漁協の常例検査等を行っている。同検査の指摘事項に基づき、改善事項を指導部門において指導しており、引き続き水協法及び監督指針に基づいた指導・監督を行うこととしている。 なお、都道府県として外部監査や実態把握を行う必要があれば、水産庁から外部監査及び実態把握に関する指導方針を示していただきたい。

## 論点2 焼津魚市場冷凍カツオ窃盗事件について

### 【論点2-②】

同調査報告書によれば、本事件は、市場で本来計量されるべきパレット（鉄製の魚函）が未計量のまま市場外に搬出されたために起きたものとされ、現在、焼津漁協外港においては、再発防止策として、運送業者のトラックが入場時と出場時にトラックスケールの通過を義務付ける措置を講じ、搬出される総重量を確認することによって、パレットの計量とトラックスケールの計量を二重に行う措置がとられているとされている。

また、監督指針において、法令等遵守態勢の整備に関する着眼点として、「適切な事務の遂行を確保する、あるいは事故、不正等を未然に防ぐための対策として、内部牽制体制が確立されているか」とされている。

漁協の信用の失墜のおそれが生じないように、行政庁においては、不正を予防するための措置が講じられているかどうかを点検し、不正防止の態勢が整備されていない場合は、指導を行い、改善を求めるべきと考えるが、貴行政庁の見解如何。

### 都道府県 【回答2-②】

北海道	北海道では、道内の各漁協が職制規程等を定めており、これに基づいて適切な事務の遂行が確保されていること等を常例検査で確認している。
青森県	現時点で点検は不要と考えるが、これまでどおり、常例検査やヒアリングを通じ不正防止の体制が不十分であると判明した場合は速やかに指導を行い、改善を求めることとしている。
岩手県	水産業協同組合法に基づく常例検査では、内部管理態勢の確立の観点から、単独の職員で業務が完結することがないよう、複数人でチェックする体制が確立されるなど、内部けん制が働いているかを含めて検査しており、漁協自らが問題意識を持ち、対策を講じるよう指導していく。
宮城県	これまでも、常例検査等の機会を通じ、組合運営全般について適切に実施されているかどうかを確認してきたところである。内部牽制体制の検証は、重要事項であると認識しており、今後も引き続き取り組んでまいりたい。
秋田県	論点のとおりであり、法令等が適正に遵守されるよう、これまで以上に不正を予防するための措置の状況に着目して点検してまいります。
山形県	現時点では、不正防止の措置について点検は実施していない。 漁協の検査の際は「監督指針」の着眼点に留意し、必要に応じて指導を行う。
福島県	お考えについては異論はない。
茨城県	論点2-②の考えのとおり、本県といたしましては、監督指針に基づき不正を予防するための法令遵守態勢が整備されているか確認し、これが不十分である場合には、改善措置を講じるよう指導してまいります。
栃木県	本県では販売事業を行っている漁協は存在しないため、同様の事態はないと考えていますが、その他の不正行為を防ぐ体制の構築については常例検査等を通じて適宜指導を行って参ります。
群馬県	本県では販売事業を実施している漁協はほとんどありませんが、不正防止体制の構築については常例検査等により指導を実施してまいります。
埼玉県	養殖漁協で行われている競りは、出荷者が出荷数量を荷受け者に申告し、その後、荷受け票で出荷者と荷受け者が相互に現物を確認する形となっており、構造的にも市場の運営的にも当該事件のようなことは起こりえないと考える。また、外部監査としては、水産研究所が必要に応じて確認している外、県による常例検査で状況の把握等が行われている。

千葉県	県内主要市場では、内部牽制体制を発揮するため、複数職員による作業と担当職員の定期的な人事異動が実践されている。引き続き、市場運営の透明性確保に向けて、漁協職員のコンプライアンス向上に係る研修会の開催を検討したい。
東京都	回答2-①のとおり、東京都においては焼津のような不正は想定されないが、販売事業に関する全般的な調査・指導の実施を検討する。
神奈川県	常例検査において、漁協内部で不正があるかどうか、また、内部けん制が機能しているかどうかについて確認している。
新潟県	2-①の回答のとおり、漁業者自らが漁獲物を確認するという仕組みになっているため、不正を防止する措置は講じられているものと認識しております。 なお、漁協における不正を防止する体制については、常例検査において分掌事務に対する職務権限や、内部の意思決定体制等について規程に基づいて実施しているかを確認しております。引き続き確認を行い、必要に応じて指導を行ってまいります。
富山県	本県では、監督指針に基づき、毎年の常例検査において、不正を予防するための措置について確認し、必要に応じて指導しているところであるが、貴見を踏まえ、今後とも適切に対応してまいります。
石川県	本県では、販売事業に関して、荷受から販売、精算までの一連資料に基づき、適正に処理されているかを常例検査において確認しており、今後とも、県漁協内部監査室とも連携しながら、不正行為を生まない内部牽制体制の確保を働きかけてまいります。
福井県	本県において、監督指針に基づいた指導を行っているところであり、規程等の内部牽制体制の確認は行っているところであるが、実際の市場等において不正の防止対策として取り組まれている事項を確認し、必要に応じた改善指導を行っていくべきと考えられる。
山梨県	該当なし（回答1-①に同じ）
長野県	不正の予防については重要事項と考える。 そのために行政庁による検査や監事による内部監査があると考えているため、今後の検査や研修会、漁協の組合長が集まる会議等で再度、内部牽制体制の重要性の周知や徹底を図るようにしたいと考える。
岐阜県	漁協における法令等遵守態勢について、常例検査において監督指針の着眼点を踏まえた検証を行い、不正を防止するための措置について不十分な点が見受けられた場合は、改善を指導している。
静岡県	貴見のとおり。
愛知県	市場における計量等については、検査等の機会をとらえて、不正を予防するための措置が講じられるよう点検・指導していきたい。
三重県	その通りであり、不正を未然に防止できるよう、漁協役職員の意識啓発を図るために研修などによる指導を行っている。なお、不正予防措置の点検として、常例検査において内部牽制態勢が確立されているかを重点的に検査しており、問題が確認された場合は、水産業協同組合法に基づく報告徴求や改善命令を発出し、改善させることとしている。
滋賀県	そのとおりである。
京都府	内部牽制体制の確立についても、令和3年3月に実施した水産業協同組合法に基づく常例検査において、漁協によりコンプライアンス・マニュアル及び不祥事件等対応要領が策定されていることとその内容を確認するとともに内部監査が適正に実施されていることを確認しており、今後とも、常例検査等においてこれらの不正防止態勢の運用状況等について点検を継続すべきであると考えている。

大阪府	・漁協が組合経営を適切に行うにあたっては、内部牽制を確立することが重要と考えており、漁協役職員研修会や常例検査等の機会を通じ、不正防止に向けた対策が講じられるよう指導することが必要と考えます。
兵庫県	貴見のとおりと考える。
奈良県	県下漁協では、組合員の漁獲物の出荷を行っていないため、該当ありません。
和歌山県	市場の運営形態が各漁協により異なるため、漁協を個別訪問する時に不正等を未然に防ぐための対策に関して漁協役職員と意見交換を行います。
鳥取県	今回の事案は、刑事事件であり、犯罪防止については法令で規定することと考える。 なお、本県では、市場に入港する前に各漁船から水揚げ量の連絡を受けており、入札及びセリの後にトラックスケールによる計量及び卸売業者が記録した販売量との突合を行って水揚げ量との乖離がないか確認していることから、不正を行うことは難しいと考える。
島根県	・不正行為を防止するため、検査部局による水協法第123条に基づく検査等を通じて実態を把握した上で、指導部局と検査部局が連携し、同法の権限に基づき内部牽制体制の強化や内部通報体制の整備などを求めている。
岡山県	・当県漁協で営まれている漁船漁業は零細で、漁獲量も少ないため計量や競りに漁業者が立ち会っており、焼津漁協における水揚げの実態とは大きく異なっている。 ・当県においては、今後ともコンプライアンス研修等を通じて不正防止に係る意識の向上及び法令等遵守態勢の強化を図ることとしている。
広島県	単協の規模が極めて零細である本県においては、内部牽制体制が確保されるために、監事監査の実施状況を常例検査での検査項目とし、指摘及び適正に監事監査が実施されるよう指導を行っている。
山口県	山口県漁協においては、内部牽制体制が確立されていることを確認していることから、常例検査を行い不備があれば指導を行ってまいりたい。
徳島県	貴見のとおりと考える。
香川県	漁協の不正行為の防止のため、県漁連において、漁協役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施しており、県も監督部局として参加しています。 また、各漁協のコンプライアンスマニュアルにより、法令遵守に努めるように指導しています。 監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切に連携し、両部局双方のモニタリング手法を効果的に組み合わせることにより、実効性の高い組合等の監督を実現していきます。
愛媛県	貴見のとおり必要と考える。
高知県	貴見のとおり必要と考える。 本県においては不正等の防止に向けて、従前から常例検査等を通じて、二重チェック体制等、内部牽制体制の構築を指導してきている。
福岡県	・本県において、市場を開設・運営している漁協がなく、このような事案が発生する可能性のある商慣行がない。
佐賀県	・不祥事件が発生しないよう法令等遵守態勢を整備することは重要なことであると認識している。組合の規模、事業内容等によりどこまで整備するべきかの判断は難しいが、ヒアリング等を通じ態勢が整備されてないと思われる場合は指導を行う。

長崎県	<p>●漁協の信用の失墜のおそれが生じないように、行政庁は不正を予防するための措置が講じられているかを点検し、不正防止の体制が整備されていない場合は指導・改善を求めるべきと考えるが県の見解如何</p> <p>→県としては、常例検査を通じて不正防止の体制について確認を行い、必要であれば不正防止に向けた体制整備の指導を行う考え。</p>
熊本県	回答2-①のとおり。
大分県	大分県漁協が制定している不祥事に関する防止策については、コンプライアンスマニュアル及びコンプライアンス・プログラムに制定しており、これを遵守することが重要と考えており、県は毎年常例検査の際に点検している。遵守していない、あるいは態勢の不備があるのであれば指導していく。
宮崎県	県は、漁協に対する常例検査において「適切な事務の遂行を確保する、あるいは事故、不正等を未然に防ぐための体制として、内部牽制体制が確立されているか」について確認を行い、必要に応じて漁協に改善を求めることとしている。
鹿児島県	・本県では、各漁協に対し、コンプライアンスマニュアルや不祥事対応・防止マニュアルの策定を指導するとともに、漁協で不祥事が発生した際には、「水産業協同組合における不祥事件の未然防止」について、文書で通知を行い、注意喚起を行うとともに、常例検査等の機会を捉えて、点検・指導を行っている。
沖縄県	<p>本県では、市場への水産物搬入体制が焼津漁港とは異なることから同様な不正は発生しにくいと考えられるが、不正を予防するための措置は必要と考えている。</p> <p>なお、都道府県が不正を予防するための措置が講じられているかどうかを点検し、不正防止の体制が整備されていない場合は、指導を行い、改善を求める必要があるれば、水産庁が指導方針を示していただきたい。</p> <p>また、本件に関しては、独占禁止法、卸売市場法、水産業協同組合法など各種の法令が関連しており、県は独占禁止法を所管していないほか、県庁内でも各法令の所管課が異なることから、所管庁・所管課の連携が図られるよう留意する必要がある。</p>

## 論点2 焼津魚市場冷凍カツオ窃盗事件について

### 【論点2-③】

同調査報告書において、「漁協職員が、永年にわたって、代々慣行として継続的に行ってきたものに関しては、当該行為が犯罪に当たる又は社会通念上不適切なものであるという意識が希薄化又は欠如していることが伺えた」、「市場を開設・運営する立場として、市場が社会に果たす役割に立ち返って、今一度公正・中立な市場運営の在り方について、職員の理解・見識を深めるとともに、これを担保するための措置を講ずるべき」、「公正・中立な取引に、疑念を生じさせることのないようにする意味でも、事業者から漁協職員への金品の授受・接待等に関するルールの策定、さらには、職員の再教育を行うことも積極的に検討するべき」とされている。

については、行政庁として、①公正・中立な市場運営の在り方について、職員の理解・見識を深めるとともに、これを担保するための措置を講ずること、②公正・中立な取引に、疑念を生じさせることのないようにする意味でも、事業者から漁協職員への金品の授受・接待等に関するルールを策定すること、③職員の再教育を行うことについて、漁協に指導することを検討するべきと考えるが、貴行政庁の見解如何。

都道府県	【回答2-③】
北海道	北海道の各漁協では、漁協職員に対するコンプライアンス研修が適切に行われており、必要な場合には職員の再教育を行っている認識している。
青森県	漁協の規模等、状況に応じた指導の検討は必要と考える。
岩手県	不祥事件が発生した場合には、漁協に対して事件を起こした根底にあるものを究明させ、これに基づいた再発防止のための指導を徹底して行う必要があると考えている。 水産庁及び公正取引委員会から示された適正取引推進ガイドラインは、適正な取引のモデル事例や不公正な取引をどのように改善すればよいかを示すものであり、その理解を促すことが効果的と考える。 県では、漁協を指導する立場にある県漁連と連携し、必要に応じて情報提供等を行い、不祥事件の未然防止に向け漁協への指導を行っていく。
宮城県	法令に則った適切かつ健全な運営を確保していくため、法令等遵守の意識向上に係る漁協等職員への指導は重要であると認識している。なお、各都道府県で基本的な指導の方向性が一致することが望ましいことから、本件事件の教訓を基に国において監督指針の見直し又は統一的なルールを策定し、それを基に国から系統上部団体に指導するとともに、各都道府県では個別に指導することが適切であると考える。
秋田県	漁協役職員とのヒアリング等により実態把握を行い、必要に応じ指導を行ってまいります。
山形県	必要があれば、指導を行う。
福島県	お考えについては異論はない。
茨城県	論点2-③の考えのとおり、本県におきましても、漁連等系統団体とも連携を図りながら、公正・中立な市場運営及び取引のあり方や、漁協職員に対する研修の機会を設けることなどについて検討してまいります。
栃木県	本県には漁協が関係する市場は存在しませんが、法令遵守やコンプライアンスの確立のためには、常例検査の場などを活用して粘り強く指導を行い、関係者の理解を深めることが必要と考えております。今後は独禁法についても関係者や水産行政職員が同法の趣旨について認識を深めるよう適宜指導や研修などを行って参ります。

群馬県	本県では事例のような市場は存在ませんが、漁協のコンプライアンスの確立には常例検査等により指導したい。
埼玉県	養殖漁協への恒常的な指導を通じて、関係者の理解や認識を深めるとともに、本県の実態に照らし合わせて必要と判断されれば、ルールの方策や職員の再教育について指導を行いたい。
千葉県	市場運営の透明性確保に向けて、漁協職員のコンプライアンス向上に係る研修会の開催を検討したい。
東京都	実態調査及び指導の実施を検討していく。
神奈川県	監督指針の着眼点を踏まえ、漁協に対し、法令等遵守態勢の整備について指導通知を発出する。
新潟県	ご指摘のとおり、法令を遵守し、公正・中立な市場運営が行われるためには、関係者が法令の趣旨を理解し、信頼関係を保つことが必要と考えております。 焼津漁協の事案を踏まえ、県漁連とも連携の上、漁協職員に対する研修会等を開催し、指導してまいります。
富山県	本県では、毎年、不正行為等の未然防止等のために漁協職員を対象に研修を実施しているところであるが、貴見を踏まえ、今後とも適切に指導してまいりたい。
石川県	石川県漁業協同組合では、平成30年11月に「接待・贈答及び会議費に関する対応要領」を制定し、職員と取引先等との公正かつ透明な関係の維持、確立を図ることとしており、今後とも職員を対象とした研修会の開催等を通じて、当該要領に対する理解・見識の醸成が図られるよう、働きかけてまいりたい。
福井県	市場を開設している漁協に対しては随時検査を実施しているところであるが、今後、服務規程の整備状況等について指導していくべきと思われる。
山梨県	該当なし（回答1-①に同じ）
長野県	論点2-③中の①～③については必要な事項と考える。 特に、代々慣行として行われている事項等については、不適切な事例であれば改善を、適正な事例であっても、漁協の役員等が代わるに従い、その意味や必要性が忘れられて形骸化しがちであったり、現状に合わせてアップデートしていくという意識が希薄になりがちであるため、組合で経過などを整理し、必要に応じて変えていく、記録として残して次代に引き継がれるようにする等の指導を行っているところである。 なお、不正事案再発防止については、長野県漁業協同組合連合会と連携しながら、組合長等を対象とした研修会などの開催を検討したい。
岐阜県	当県においては、市場を開設・運営している漁協が存在しないため、漁協による公正・中立な市場運営を確保することを目的とした上記①、②及び③の対応については、該当しないものと考えている。
静岡県	貴見のとおり。
愛知県	御指摘の事項に関する指導については、水産庁の指導・助言を受けながら、必要に応じて行うものと考えている。
三重県	その通りであり、卸売市場法の所管部署と連携し、①公正・中立な市場運営が担保されるよう、漁協職員の意識・見識の深化に向けた研修を行い、②ルールを策定して、公正・中立な取引が行われるような体制を整備し、③漁協職員の再教育に係る指導が必要と考えている。
滋賀県	検討していく所存である。

京都府	公正・中立な市場運営の在り方について、漁協職員の理解・見識を深めることは重要であると考え、これを担保するための措置として、事業者から漁協職員への金品の授受・接待等に関するルールの策定状況や研修等を通じた職員の再教育の実施状況を再度確認し、是正の必要があれば指導を行うべきであるとする。
大阪府	・漁協職員が、漁協の設立目的を理解し、その目的達成に向けて高いコンプライアンス意識をもって職務にあたることは重要であると考えますので、そうした意識が希薄化しないよう、漁協役員研修会や常例検査等様々な機会を通じて、継続的に指導する必要があると考えます。
兵庫県	【回答2-①】のとおり、同様の不正行為が発生することは考えにくいですが、必要に応じて指導することを検討するべきと考える。
奈良県	県下漁協では、組合員の漁獲物の出荷を行っていないため、該当ありません。
和歌山県	令和元年度から漁協役員向けにコンプライアンスや監事の機能強化のための研修会を県漁連と合同で開催しています。今後も様々な研修の機会を活用して「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」などを周知徹底し、独占禁止法の遵守に取り組んでいきます。
鳥取県	検査部局が実施する検査等で法令違反や不適切事例が確認されれば指導を行う。併せて、漁協職員の理解・意識を深めることが重要であることから、具体的な指導内容がない漁協に対しては、県のコンプライアンス指針を参考送付し、漁協でセルフチェックを行ってもらうよう依頼するなどが、指導方法として考えられる。
島根県	・検査部局による水協法第123条に基づく検査等を通じて実態を把握した上で、指導部局と検査部局が連携し、同法の権限に基づきガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底を求めている。
岡山県	・魚価が低く抑えられている現状において、県内各漁協職員は少しでも出荷された水産物を高く売りたいという意識を持ち、当県の特産品であるカキをはじめとする水産物のブランド化や近年では漁獲が増大したハモの魚価の向上に取り組むなど漁業所得の向上を図るための努力を継続していると認識している。 ・公正・中立な市場運営の在り方に関して、漁協職員への金品の授受・接待等のルールを含めて具体的な事例等により一定の基準を明確にして各団体への指導に当たる必要があることから、国において統一的な指針が示されることを希望する。
広島県	この論点後段の「については、・・・」以下については必要なことと考えるが、各都道府県の実情に応じてケースバイケースで対応してはどうかと考える。
山口県	貴方の意見のとおり対応すべきと考える。
徳島県	貴見のとおりと考える。
香川県	漁協の不正行為の防止のため、県漁連において、漁協役員を対象としたコンプライアンス研修を実施しており、監督部局として参加しています。 また、各漁協のコンプライアンスマニュアルにより、法令遵守に努めるように指導しています。
愛媛県	貴見のとおり必要と考える。
高知県	漁協は公益性、公共性の高い団体であることから、こうした内容の徹底は重要であるとする。
福岡県	・本県において、市場を開設・運営している漁協がなく、このような事案が発生する可能性のある商慣行がない。
佐賀県	・市場運営について不祥事件が発生した際には、ご指摘の内容について検討を促すための指導を行う。 また適正な運営を行っている漁協については、不祥事件の未然防止を図るための対応状況を確認しながら必要な指導を行う。



長崎県	<p>●県として「公正中立な市場運営のあり方について職員の理解・見識を深めるとともに、これを担保するための措置を講じること」、「事業者から漁協職員への金品の授受・接待等に関するルールを策定すること」、「職員の再教育について漁協に指導すること」を検討すべきと考えるが見解如何 →公正中立な市場運営に必要な指導を行うべきとの考えであり、必要に応じ常例検査等を活用して指導を行いたい。</p>
熊本県	<p>①及び③については、回答1-⑤のとおり。②については、現在も漁協においては節度ある対応が行われていると考えますが、ルール策定は各漁協の自主的な取組と思われます。</p>
大分県	<p>コンプライアンスマニュアルに上記のような視点を加えるよう指導していきたい。</p>
宮崎県	<p>県は、漁協に対する常例検査において、コンプライアンス研修の実施の有無を必ず確認し、コンプライアンスについての理解・意識付けを行っている。 また、金品の授受・接待等に関するルール作りについては、国とも相談して検討してまいりたい。</p>
鹿児島県	<p>・公正・中立な市場運営の在り方について、漁協職員の理解・見識を深めるために、事業者から漁協職員への金品の授受・接待等に関するルールの策定、職員の再教育に関する漁協への指導等は必要な取組であると考え。</p>
沖縄県	<p>本県としても、公正・中立な市場運営の担保措置、事業者から漁協職員への金品の授受・接待等に関するルール策定、職員の再教育については重要であると考えている。 なお、都道府県にこれらの指導を求めるなら、国において、根拠法令を整理するとともに、公正・中立な市場運営の担保措置、金品の授受・接待等に関するルール策定に関する模範例、職員の再教育方針等を示していただきたい。</p>

## 論点2 焼津魚市場冷凍カツオ窃盗事件について

### 【論点2-④】

同調査報告書において、業務の過酷さとして、「セリ人は40代前後、帳面係は20～30代前半の者が担当しているが、彼らの接する事業者は、漁業者と仲買人、トラック運転手のいずれも彼らより年長者であることが通例であり、こうした年長の事業者らの間に立ちながら、商品を円滑に値決めし、売りさばいていくことに対するプレッシャーが過大に感じられるものであるということ、また、指示を受けると、不正な行為であるという認識を持って、相手への恐怖心から、断るのが難しい環境に置かれている」とし、例えば、業者と接する場面では複数名で対応できるような人事配置やセリの運営等の在り方等の検討にも取り組むべきとされている。

また、「各部や各担当において、基本的には同一部内や同一担当内の経験者で人員を回すという人事ローテーションも行われており、このことが、本件窃盗事件の遠因となっている面もあると考えられるため、職員の人事体制についても、連続職場離脱などの仕事の属人化を防ぐ取組とともに、業者との過剰な近接関係を産み出しにくい人事ローテーションの検討にも取り組むべきである」とされている。

行政庁において、各漁協の実態に応じて、こうした人員配置及び人事体制の見直しについて、検討するように、指導すべきと考えられるが、貴行政庁の見解如何。

### 都道府県 【回答2-④】

北海道	北海道内の各漁協では、すでに人事（ジョブ）ローテーション（5年以内）や仕事の属人化を防ぐ取り組みとして長期職場離脱（1週間から10日間程度）を実践していることから、不祥事の未然防止対策が図られていると認識している。
青森県	漁協の規模等、状況に応じた指導は必要と考える。
岩手県	適切な人事ローテーションを行い、職員が自身の業務を遂行できるよう、組織としてサポートする体制を整備することが組織のあるべき姿であり、必要性は、十分に認識しており、今後も指導していく。 一方、漁協の現状を踏まえると、人事ローテーションを適時適切に行えるような人員体制となっていない漁協もあり、御指摘のとおり体制を整備することに課題があると考えます。
宮城県	適正な人事施策は内部牽制体制の構築に当たり重要な視点であることから、これまでも、常例検査等の機会を通じ、人事ローテーションの取組推進等について指導してきたところであり、今後も引き続き指導に努めてまいります。
秋田県	組織、人事体制については、基本的には組合が定めるものと考えますが、実態を把握した上で、必要に応じ自主的な見直しに取り組むよう促してまいります。
山形県	今後の水産庁のガイドライン説明会等の内容も踏まえ、指導を検討する。
福島県	お考えについては異論はない。
茨城県	論点2-④の考えのとおり、本県といたしましては、各漁協の実態に応じて検討するよう指導してまいります。
栃木県	本県には漁協が関係する市場は存在しませんが、法令遵守やコンプライアンスの確立のためには、常例検査の場などを活用して粘り強く指導を行い、関係者の理解を深めることが必要と考えております。今後は独禁法についても関係者や水産行政職員が同法の趣旨について認識を深めるよう適宜指導や研修などを行ってまいります。
群馬県	本県では事例のような市場は存在しませんが、漁協のコンプライアンスの確立には常例検査等により指導したい。

埼玉県	養殖漁協への恒常的な指導を通じて、労務改善の指導を行うとともに、本県の実態に照らし合わせて必要と判断されれば、人員配置等について検討するよう指導を行いたい。
千葉県	県内の主要漁協では、定期的な人事異動等が実践されているところであるが、引き続き漁協の実態に応じて人事配置を含めた業務運営の適正化について指導したい。
東京都	東京都の市場では、競りではなく入札方式であるためこのような事例は想定されないが、実態調査及び指導の実施を検討していく。
神奈川県	神奈川県の多くの漁協は組織が小さく、人員配置や人員体制の見直しができない。それを解決するため、漁協合併を推進し、組織強化を図ることとしている。
新潟県	漁協職員の配置換え等は、早期に不正行為防止するための有効な手段と考えております。 当県では、様々な規模の漁協及び支所が存在するため、それぞれの実態に応じた適切な対応が講じられるよう指導してまいります。
富山県	貴見を踏まえ、各漁協に対し、適正な人員配置や人事体制について指導してまいります。
石川県	石川県漁業協同組合では、漁業従事者や漁獲量の減少により、漁協職員自体も減少傾向にある中で、卸売市場を開設する比較的大規模な支所であっても、定期的な人事ローテーションが困難になりつつある状況である。 このため、販売事業においては、せり販売若しくは入札販売を基本としつつ、業者との相対販売に際しては、値決めなどの重要事項の決定は管理職（50～60才代）が行うとともに、電子入札システムを導入による販売先の多様化を図ることにより、若手職員の精神的負担の軽減を図ることとしている。 県としても、厳しい状況下ではあるものの、定期的な人事ローテーションを促しつつ、業者からの過大な要求を受けないための創意工夫について、助言等してまいります。
福井県	指導すべきと思われる。一方、他の産業と同様に漁協においても人員不足が著しく、人員転換を行うことが実質的に困難な状態にあることが多く、そのことが業務の属人化を生じさせる原因になっているとも考えられる。このような状態を改善できるような支援もあわせて必要であると考えられる。
山梨県	該当なし（回答1-①に同じ）
長野県	不正を生み出しにくい、あるいは防止できる人事体制の構築は重要と考えるが、内水面漁協においては、海面と比べて規模が小さく、組合員の減少や高齢化による担い手不足が深刻である。従って、人員配置や人事体制の見直しを指導したとしても、十分な人事体制を現実的に取れないと想定される。 よって、論点2-③でも記載したとおり組合長等を対象とした研修会等を通じて、法令遵守や不正の再発防止を徹底したいと考える。
岐阜県	県においては、市場を開設・運営している漁協が存在しないため、該当しない。
静岡県	各漁協において、各漁協の実情を踏まえながら、必要に応じ、人員配置及び人事体制の見直しについて検討するよう、行政庁において指導すべきと考える。
愛知県	不正防止の観点から、漁協において人員配置及び人事体制の見直しや、セリの運営の在り方等について検討することは必要と考えており、各漁協の実態に応じて指導していきたい。
三重県	その通りであり、漁協の実態に応じた適切な人事体制がとられるよう指導している。なお、人員配置の見直し等が可能な合併漁協に関しては、定期異動が実施されており、特定の人材が特定の業務に携わり続けることがない様な適切な人事体制が取られている。また、人事異動等が困難な零細な漁協については、合併による運営体制強化を推進している。
滋賀県	本来は人員が固定化しないようにするのが好ましいが、滋賀県の漁協は零細な組合が多く難しい状態である。また、市場は県内に2つあるが、セリにおいては漁業者本人が立ち合いのもと行っており、不正行為が発生しないよう努めている。

京都府	漁協自らが業務実態に対応するよう構築した人員配置及び人事体制を尊重しつつ、困難な業務にかかる人員体制や仕事の属人化より、適正な業務の障害が懸念される場合には、人員配置及び人事体制の見直しの検討を促す指導を行うべきであると考えます。
大阪府	・府内漁協の職員数は、1～2名で構成されている場合が多く、人事ローテーション等による不正防止の取り組みを行うことは現実的に難しいと考えますが、不正防止に向けて、引き続き漁協役職員研修会や常例検査等の機会を通じて、内部牽制機能が働く組織づくりについて指導することが必要と考えます。
兵庫県	貴見のとおりと考える。
奈良県	県下漁協では、組合員の漁獲物の出荷を行っていないため、該当ありません。
和歌山県	転勤を伴う人事ローテーションの検討や職員数の少ない漁協には役員による漁協業務への積極的なかわりを通じた内部牽制体制の構築などを助言しています。
鳥取県	漁協の職員体制については、各漁協によって規模も違うことから、業務運営体制上問題があれば助言を行っていききたい。
島根県	・水協法の権限に基づき適切な人員配置及び人員体制の見直し、内部通報体制の整備、ガバナンスの強化等、不正防止策の検討を求めている。
岡山県	・当県では職員数が5名以下の漁協が7割を占めており、各組合の経営状況を考慮すると現在以上の職員を雇用することが難しい状況にある。このような漁協では、人事ローテーションを行う事自体が不可能な状況にある。そのため、漁協役員による漁協運営業務に対する指導・監督の機能を強化する以外の有効な対策はないと考えており、県が主催する漁協役職員を対象とした研修会を活用し、漁協運営に関する基礎知識の習得、りん議の徹底等に関する講義を通じて、漁協役員の漁協運営業務に対する指導・監督機能及び相互けん制態勢の強化を強く指導している。
広島県	人員配置及び人事体制の見直しについて検討するよう指導を行うことが望ましいと考えるが、本県においては職員数1名ないし2名という漁業協同組合が大半であるため、実際に対応を行うことが極めて困難である。
山口県	必要に応じて、人事配置の見直し等を検討するよう指導してまいりたい。
徳島県	貴見のとおりと考える。
香川県	漁協等は、協同組織として、組合員の相互扶助を目的とした組織であるという固有の特性等を十分に踏まえ、業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しながら、漁協等との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集に努めていきます。 また、監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切に連携し、両部局双方のモニタリング手法を効果的に組み合わせることにより、実効性の高い組合等の監督を実現していきます。
愛媛県	貴見のとおりと考える。
高知県	本県では、不正の防止に向け、漁協の実態に応じて定期的な人事異動など、人事体制について指導をしている。職員が少ない小規模漁協においては、役員によるチェック体制を構築するよう指導を行っている。
福岡県	・本県において、市場を開設・運営している漁協がなく、このような事案が発生する可能性のある商慣行がない。
佐賀県	・人事ローテーションも不祥事件未然防止のための一つの方法として、コンプライアンス意識の改革やガバナンスの強化等も含めた総合的な見地から、各漁協の実態に応じた効果的な方法により不祥事件の防止が図られるよう指導を行っていく。

長崎県	<p>●県において各漁協の実態に応じ、人員配置や人員体制の見直しを検討するよう指導すべきと考えるが県の見解如何</p> <p>→指導の必要性は理解。一方で、漁協職員数の不足は本論点に限らず大きな課題となっている。</p>
熊本県	<p>県内の信用事業を行っていない沿海漁協については、1漁協当たりの平均職員数は2.9人という小規模漁協が多い状況です。コンプライアンスについては、常例検査及びオフサイト・モニタリングにより確認し、不適切な事例があれば指摘し、改善を求めています。</p> <p>また、信用事業を行っている漁協は、漁協自ら人事ローテーションや連続職場離脱等に取り組んでいます。</p>
大分県	<p>大分県漁協では過去の不祥事案の発生を受け、コンプライアンスプログラムで、信用事業担当職員にあっては人事ローテーションの実施、さらに出納業務従事職員を含めて職場離脱の徹底を図っており、県では適切に運用されているか確認している。</p>
宮崎県	<p>県は、漁協に対する常例検査で人事ローテーションや職場離脱の状況を確認し、必要に応じて指導している。</p>
鹿児島県	<p>・漁協の不祥事件の防止のためには、人事ローテーションの実施が不可欠であることから、人員配置及び人事体制の見直しに関する指導は必要であると考えます。</p>
沖縄県	<p>本県においても、不正防止を図るために仕事の属人化を防ぐ人事ローテーションの検討に取り組むべきと考えている。</p> <p>一方、本県においては、職員5名以下の小規模漁協が多く存在することから人事ローテーションが滞っている事例が散見され、これらの小規模漁協においては効果的な不正防止を図るため対応に苦慮している。</p> <p>そのため、国において小規模漁協でも実施可能な不正防止対策について、各県の対応事例等を参考に対応マニュアルを作成するなど指導していただきたい。</p>

## 論点2 焼津魚市場冷凍カツオ窃盗事件について

### 【論点2-⑤】

監督指針において、法令等遵守態勢の整備に関する着眼点に関して、「役職員等からの通報等に対する態勢の整備」として「役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正について通報・相談する仕組みが整備されているか。また、通報・相談への対応体制が構築されているか」、「内部監査体制」として「法令等遵守態勢の確立と組合の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、リスク管理を含む管理体制の適切性・有効性を主要な視点として、内部監査が実施されているか」と記載されている。

一方で、同報告書において、「組織内での不正行為等について、通報者・相談者の保秘を徹底した上で通報・相談を可能とする仕組み及びこれに対応する体制の構築の検討に取り組むべき」、「内部での事務の監査体制の構築・改善も併せて検討するべき」とされている。

このため、行政庁において、監督指針に基づいて、法令遵守態勢の整備について課題がないかなど点検と必要な指導を行い、漁協における適切な態勢整備を図るべきと考えるが、貴行政庁の見解如何。

### 都道府県 【回答2-⑤】

北海道	北海道内の各漁協では、すでに内部通報処理規程に基づく通報処理の体制が構築され、かつ、監事監査細則に基づく内部監査が適切に行われていることを常例検査において確認していることから、内部事務監査体制は構築されていると判断しているが、今後も必要に応じ監督指針に基づき道漁連と連携し、適切に対応する。
青森県	常例検査及び現地ヒアリングにより漁協規模等に則した態勢の整備について指導を行っている。
岩手県	不祥事件が発生すると、漁協の信用が失墜し、組合員の利益が損なわれるだけでなく、漁協を経営していく上でも大きなダメージを受けることから、当然のことながら、御指摘のとおり、法令遵守態勢の整備を図っていくことは、重要であり、引き続き、県漁連等の系統機関と連携しながら、漁協に対する法令遵守態勢の整備を進めていくよう指導することとしている。 なお、監督指針は、農協に準じた構成となっているが、漁協は、信用事業を行う農協とは異なり、同様の取組を実施できるような人員体制となっておらず、現状を踏まえると、監督指針に十分に対応できるような高度な内部管理態勢を再構築していくことは、漁協にとって負担が多いと考えている。 このような実情を踏まえ、不祥事件の未然防止の体制構築に向け、漁協にとって、より実効性の高い監督指針としていくことも、一つの手法ではないかと考える。
宮城県	これまでも、常例検査等の機会を通じ、組合運営全般について適切に実施されているかどうかを確認・指導してきたところであり、今後も引き続き取り組んでまいりたい。
秋田県	論点のとおりであり、これまで以上に法令等遵守態勢の整備に関して重点を置いて点検してまいります。
山形県	「監督指針」を踏まえて、検査・指導を行う。
福島県	お考えについては異論はない。
茨城県	論点2-⑤の考えのとおり、本県においても監督指針に基づき、法令遵守態勢の整備に関する問題の有無などの確認を行い、問題点が確認された場合には適切に指導を行ってまいります。
栃木県	各漁協における不正の防止については、常例検査等における点検及び指導や漁業協同組合連合会における会議等を通じて周知を徹底する必要があると考えます。
群馬県	漁業協同組合における不正の防止対策は、検査や指導を充実させるなど、監視の徹底と漁業協同組合へコンプライアンスの必要性や関係法令の理解促進を図ることが必要と考えます。

埼玉県	養殖漁協への恒常的な指導を通じて、法令遵守態勢の指導を行い、本県の実態に照らし合わせて必要と判断されれば、態勢整備を行うよう指導を行いたい。
千葉県	御意見のとおりと考えます。
東京都	実態調査及び指導の実施を検討していく。
神奈川県	監督指針に基づき、法令遵守体制の整備について指導する。また、漁協合併を推進し、組織強化を図り、適切な体制整備を図っていく。
新潟県	ご指摘のとおり、漁協において適切な法令遵守態勢の整備を図ることは必要と考えております。役職員等からの通報等に対するコンプライアンス体制の整備及び独立した内部監査体制について課題がないか常例検査等で点検し、漁協の実態に応じて適切な態勢がとられるよう指導してまいります。
富山県	本県では、監督指針に基づき、毎年の常例検査において法令等遵守に係る内部監査の実施状況について確認し、必要に応じて指導しているほか、適切な体制整備を図るため、漁協職員向けの研修会を実施しているところであるが、今後とも、法令等順守に係る体制整備や適切な指導に努めてまいります。
石川県	石川県漁業協同組合では、組織内の事務等の監査を行うとともに、不正行為等に関する通報、相談窓口となる「内部監査室」を設置しており、法令遵守体制に問題はないと考えている。 なお、県では、常例検査等において、内部監査の実施状況等について確認しており、引き続き内部牽制体制が確保されるよう、働きかけてまいります。
福井県	貴見のとおりと思われる。本県においては各漁協に対して監事監査細則等の規程を確認するとともに、適切な法令遵守体制がとられるよう指導を行っているところである。
山梨県	該当なし（回答1-①に同じ）
長野県	不正行為の通報、相談可能な仕組みの構築や、内部監査体制の整備は重要な事項と考える。 現在、漁協においては監事による内部監査の体制が構築され、会計に係る監査や理事、職員の職務に係る監査が行われているところである。監査の状況は常例検査において確認しているが、理事を含め、特に法令や規則に係る理解が十分とは言えない部分もあるため、常例検査や研修会等、機会を捉えて指導していきたいと考える。 また、国においても、漁協の監事や職員等を対象とした内部監査や法令遵守のポイント、法令・規則の解説などに係る研修会、説明会等を開催していただければと考える。
岐阜県	県内全漁協を対象にした年1回の常例検査において、漁協の法令等遵守態勢の整備について、監督指針に基づく検証と指導を行っている。
静岡県	貴見のとおり。
愛知県	漁協における法令遵守態勢の整備については、その健全かつ適切な運営を確保する観点から重要であると認識しており、その点検については、従前から常例検査の重点事項の一つとして実施し、指摘事項があれば、その是正を指導している。今後は、「漁業者と漁協との取引における水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン等の説明会」の内容や、焼津魚市場冷凍カツオ窃盗事件等を踏まえ、指導等の在り方について検討していきたい。
三重県	その通りであり、適切な法令遵守態勢が整備が図られているかは、重要な指導項目である。この点については、常例検査により重点的に検査し、問題があれば報告徴求により改善を求めるとともに、法令遵守態勢及び内部牽制態勢の確立並びに適切な監査が行われるよう、研修を開催するなどの指導を行っていく。
滋賀県	そのとおりである。

京都府	法令遵守態勢については、令和3年3月に実施した水産業協同組合法に基づく常例検査において、漁協によりコンプライアンス・マニュアル及び不祥事件等対応要領の策定されていること及び内容の確認を行ったところであり、今後とも、常例検査等においてその運用状況等について点検を行い、漁協における適切な態勢整備を図るべきであると考えている。
大阪府	・漁協のコンプライアンス体制の構築は、組合員や取引業者はもとより、法令設置組合として社会的に求められているものであり、重要事項であると認識しています。引き続き、漁協役職員研修会や常例検査等様々な機会を通じて、個々の組合に応じたコンプライアンス体制の充実・強化を働きかけていくことが必要と考えます。
兵庫県	貴見のとおりと考える。
奈良県	県下漁協では、組合員の漁獲物の出荷を行っていないため、該当ありません。
和歌山県	日常における運営相談に加え、令和元年度から漁協役職員向けにコンプライアンスや監事の機能強化のための研修会を県漁連と合同で開催しています。
鳥取県	内部監査が適切に実施されているかは検査を通じて確認しているところであるが、内部通報制度が整備されているか、また適切に運用されているかについては改めて確認を行っていく。
島根県	・水協法第123条に基づく検査等を通じて、内部監査の実施状況や内部通報・相談制度等を確認し、充実強化や職員等への周知徹底等を求めている。
岡山県	・当県では漁協における法令遵守態勢を整備し、不祥事件の未然防止を図るとともに、不祥事件発生時の対応及び県への報告を円滑に行うために、各漁協ごとにコンプライアンスマニュアル、不祥事件対応要領等の策定を指導している。 ・また、毎年行う漁協の役職員研修ではコンプライアンスをテーマとし、漁協における法令遵守等態勢の強化を図っているところである。
広島県	漁業協同組合における適切な体制整備が必要だとは考えるが、本県においては規模が零細な漁業協同組合が大半であるため、対応を行うことが極めて困難であるとともに、実効性に疑問がある。
山口県	貴方の意見のとおり対応すべきと考える。 今後、常例検査において、監督指針に基づき、法令遵守態勢の点検と必要な指導を行ってまいりたい。
徳島県	貴見のとおりと考える。
香川県	漁協等は、協同組織として、組合員の相互扶助を目的とした組織であるという固有の特性等を十分に踏まえ、業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しながら、漁協等との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集に努めていきます。 また、監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切に連携し、両部局双方のモニタリング手法を効果的に組み合わせることにより、実効性の高い組合等の監督を実現していきます。
愛媛県	貴見のとおりと考える。
高知県	法令等遵守態勢については、常例検査等を通じて実態を把握し、必要に応じて監督指針に基づき漁協に指導を行うべきと考える。
福岡県	・本県では、関係団体と連携して開催する漁協役職員を対象とした研修会において、法令遵守等について指導を行うことで、コンプライアンス意識の醸成を図っている。 また、監督指針に基づき、常例検査の際、適宜指摘・指導している。
佐賀県	・法令等遵守態勢を整備することは重要なことであると認識している。組合の規模、事業内容等によりどこまで整備するべきかの判断は難しいが、「漁業等向けの総合的な監督指針」に沿い、漁協における適切な態勢整備が図れるよう指導していく。



長崎県	<p>●県において監督指針に基づき法令順守体制の整備について点検と必要な指導を行い漁協における適切な体制整備を図るべきと考えるが県の見解如何</p> <p>→法令順守体制の点検と必要な指導については必要な取組であると理解。</p>
熊本県	<p>監督指針に基づき、オフサイト・モニタリングにより法令遵守態勢等の点検及び必要な指導を引き続き行っていきます。</p>
大分県	<p>平成14年に県内漁協が合併し大分県漁協となって整備された内部検査室は、抜き打ちの内部監査を実施するなど監査体制の整備に努めている。県では、内部検査が有効に機能しているか確認を行い、不備があれば指導を行っていく。</p>
宮崎県	<p>ご指摘の態勢整備については、国とも相談して対応してまいりたい。</p>
鹿児島県	<p>・漁協の不祥事件の防止のために、監督指針に基づく法令遵守態勢の点検や漁協における適切な態勢整備は必要な取組であるとする。</p>
沖縄県	<p>本県では、水協法に基づく他監督指針を踏まえて検査部門において各漁協の常例検査等を行っている。同検査の指摘事項に基づき、改善事項を指導部門において指導しており、引き続き水協法及び監督指針に基づいた指導・監督を行うこととしている。</p>